

## 平成20年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成20年6月16日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(8名)

永井 真人	杉原 透恭	林 郁夫	佐藤 修
高笠原晴美	石川 信生	風間 勝治	馬場 節男

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	本多 正幸	副 市 長	田中 勇
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	近藤 鈴俊	総 務 課 長	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 課 長	清水 雅美	監 査 委 員 事 務 局 長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	蟹江 芳和
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第43号 知立市監査委員条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第44号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	〃
議案第45号 知立市文化会館条例の一部を改正する条例	〃
議案第46号 工事請負契約の締結について(校舎耐震補強・校舎改修工事)	〃
議案第47号 工事請負契約の締結について(校舎増築(建築)工事)	〃
議案第48号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(建築)工事)	〃
議案第49号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(給排水衛生設備)工事)	〃
議案第50号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(空調設備)工事)	〃
議案第51号 財産の取得について(連続揚げ物機、連続焼き物・蒸し物機、真空冷却機)	〃
議案第52号 財産の取得について(冷凍・冷蔵庫)	〃
議案第53号 財産の取得について(洗浄システム)	〃

議案第54号	財産の取得について（消毒保管庫）	〃
議案第55号	知立市土地開発公社定款の変更について	〃
議案第56号	平成20年度知立市一般会計補正予算（第1号）	〃
陳情第3号	住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書	不採択
陳情第7号	子どもたちへゆきとどいた教育の実現を求める陳情書	採 択
陳情第8号	憲法9条の改悪及び道州制の導入に反対する陳情書	不採択

午前10時00分開会

○高笠原委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は17件、すなわち議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、陳情第3号、陳情第7号、陳情第8号です。これらの案件を、逐次議題とします。

議案第43号 知立市監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第43号 知立市監査委員条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第44号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号 知立市文化会館条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、文化会館条例の一部で、茶室の料金設定の件で少し質問させていただきます。

まず、茶室の料金設定の積算根拠については先日の本会議の中で理解いたしました。それで、文化会館の中のほかの部屋とも遜色ない値段だということも理解できました。

そんな中で、一つ聞きたいんですが、他市の公共の茶室、あるいは私の茶室でもいいんですけど、そういうのと比べたときに、この広さとか建物の構造とかにあわせてこの金額が妥当なのかどうかお調べになったのでしょうか。むしろお調べになってあれば、他市と比べてどういう位置づけなのか。高いのか、安いのか、遜色ないのかを教えてください。

○生涯学習課長

他市の状況でございます。刈谷市、佐吉庵というものがございますもんで、その茶室でございますけれども、水屋と控室を含む茶室でございます。茶室は4.5畳、水屋は6畳、控室が7.5畳になります。午前9時から12時までで1,800円という金額になっております。

次に、三好町、ふるさと会館いうのがあります。

大慈庵、水屋を含む茶室3畳大、水屋4.5畳という  
ことで、これは午前9時から12時までで920円。

西尾市の西尾市歴史公園の中にあります伝想庵、  
8畳の部屋と水屋が2畳、控室が4畳で890円と  
いうような料金設定をされております。

私どもそういった値段を考慮しますと、午前の  
800円というのはそれぐらいかなというふうには  
思っております。

以上です。

○永井委員

他市と比べても遜色のないということでありま  
すので、かえって新しい分だけ知立市の方がお得  
感があるのかなと思っております。

それで昨今、私、お茶は全然よくわかりません  
けど、お茶の先生に聞きますと、お茶が新たなブ  
ームになっておるといってお話で、私の知り合いで  
お茶の先生のところも非常に若いお弟子さんが多  
くなってますので、安い料金設定で若い方にも多  
く使っていただければいいのかなと思っております。

そんな中で、ちょっと御提案なんですけど、これ  
は別に11月のオープンに間に合わせていただきた  
らいいんですけど、ちょっと検討していただきたい  
というか、頭の片隅にでも入れていただきたい  
なと思うことがありますのでお願いします。

豊田市美術館というのがあります。豊田市美術  
館の敷地の中に茶室の一角があります。一概に知  
立市の場合と当てはまらないかもしれませんが、  
ここは、その一角に茶室自体が5室あります。そ  
れぞれによって大きさによって当然料金設定も違  
うんですけど、一番高いところ10畳で3,500円だ  
とか、さっきの時間帯ですね。あとは1,500円だ、  
500円だ、600円といろいろあるんですけども、そ  
の五つの中に一つがふだんでもお茶が飲めるよう  
に、呈茶できるように常時にお茶の先生がみえて、  
一服300円でお菓子つきでふるまっている。喫茶  
店感覚と思っていいんでしょうか。立札席といっ  
て普通のテーブルといすでお茶が楽しめる喫茶店  
みたいところがありますので、頭の中に入れて  
いただければいいんですけども、知立市は茶室が

空いているとき、あるいはその茶室が空いてい  
催し物があるときですね、パテオオでコンサート  
があるだとか、商工祭があるとか、そういうとき  
にぜひ、言葉悪いですけど、その茶室を使ってお  
茶の先生においでいただいて営業をしていただき  
たいなと思いますが、この件に関しては、それは  
無理だよと、はなから無理だよというか、いや、  
少し頭の中に入れておきますかそのどちらかで結  
構ですので御返答ください。

○生涯学習課長

やっていただく方、創造協会の方になると思  
いますけど、その方たちと御相談の上、検討させ  
ていただきたいとは思っております。

○佐藤委員

本会議でもいろいろ議論がありました。それで、  
最大の問題は、なぜ今、文化会館に茶室を改めて  
つくらなければいけないのかと、こういう議論が  
あったわけです。同時に、お茶の関係者を含めて、  
市民の理解があったかどうかという議論がありま  
した。この点については、パティオを利用される  
方が、今後、新しい茶室の中でそうしたお茶を茶  
室を利用するのではないかと新たな需要が見込ま  
れるという点、それから、市民の理解という点では、  
市長は予算も通していただいたと、こうしたこと  
から、市民の理解が得られたと、こういう内容の  
答弁がありました。

そこで私、ふえないとは言えないわけですが  
も、きょう出ました資料を見ますと、中央公民館  
という非常に立地のいい場所、なおかつ料金も新  
しいこの茶室に比べて、うんと安いということ  
ですよね。現在ですと200円、300円、400円、800  
円と、全日使っても800円と、こういう内容です  
よね。そうした中で、利用を見えますと、ほぼ横  
ばいというようなね、回数的にもそうですし、利  
用者については中央公民館でいけば平成17年が  
4,199人から3,630人、若干下がり気味ですけど、  
大体横ばいと。そして、文化広場に至っても横ば  
いと、こういう状況なんです。

ですから、本当に新たな需要が見込まれて、そ  
こに本当に建設をする必要性があったかという点

では、甚だ疑問に思えるわけですよね、この点では。ですから、その辺で、もう一度需要が見込まれると。そもそもは文化のパーティオ知立と文化の伝道と、そこに本来あればという議論もありましたけれども、その辺の需要の見通しどうでしょうか。

それとあわせて、今度の新しい茶室は中央公民館と比べれば12時まで800円ということですね。中央公民館は全日使って800円と。現行、午前のみならば200円と、こうした関係の中で、新たな需要が本当に見込まれるのかという点では、大変クエスチョンだなというふうな感じを私自身が持ってますけども、その点、もう一度その見通しについて述べてもらいたいなというふうに思います。

○生涯学習課長

新たな需要が見込まれるかということでございます。文化会館、年間に約20万人ほど訪れる会館です。私どもその中で茶室ができたということになりますと、そこに来られた方たちも、茶室ができたなということで、何か行事をするときに、またこの文化会館の茶室を利用してお茶会も開こうとかですね、先ほど言いましたように、若い人たちのブームにもなってきておりますという話ですので、そういった人たちが、またきれいな茶室になりますものですから利用していただけるというふうには思っております。

以上です。

○佐藤委員

年間パーティオの方には20万人ぐらい訪れると、そんなこともあって利用がふえるのではないかと、こういうことです。

また、永井委員の質問の中で、今はお茶が若い人のブームになっていると、そういう話があって、課長もそういう話もあると。検証は余りないわけだけでも、そういう話があるということで、ふえるだろうということですね。私も、できた以上はふえてほしいなと。これがほんとに市民に愛されて利用されて何ほと、こういうことになるわけですので、そうは思いますけども、ただ、実際です

ね、この中央公民館だって多くの人が来庁してるわけですよね、この市役所とあわせて。そんな中で、実績がほぼ横ばいということを見ますと、また料金設定を見ますとね、そう単純に伸びるのかなと、アクセスの問題含めてクエスチョンだというふうに思います。私がこういったところで同じ答弁が返ってくるだろうということで、私は、たくさんの方が利用されることを望みつつ、今のところやっぱりクエスチョンじゃないかなという思いです。

それで、もう一つは、使用料についてですけども、建設費の2分の1を受益者負担ということであるということですけども、この点、もう一度ちょっと御説明をね、建設費2分の1で開館日数と開館の一日の時間、面積と割り戻していくと大体4.2円でしたかね、3円でしたかね、なるという計算ですけど、一遍その辺お知らせください。

○生涯学習課長

受益者負担割合から考え方ですか。受益者負担割合の考え方としては、行政がやる仕事と民間が行うようなサービス、それと選択できるサービスと必需的なサービスというものがそれぞれ横のラインと縦のラインというふうな思いでやっておりますけども、私ども、この茶室では今回、創造協会の方にいっておりますが、その辺の真ん中の部分かなという部分と、それから、必需的なものか、それとも選択できるかラインにおいては、やっぱり真ん中というか必需的なラインでしょうから真ん中よりも上の方であるということで、約50%というのが妥当な線だろうということで50%にしております。

○佐藤委員

この前の答弁の中では、使用料を公民館並みに引き下げたらどうかという点で行革部会の中でそうしたことが、はっきりと覚えてませんが、議論があったような話でありました。

それで、50%が受益者負担ということで、それは建設費の50%という意味でしょうか。もう一度その辺。

○生涯学習課長

私ども、建設費、それから耐用年数というのがございます。それに受益者負担を掛けたという考え方でやっております。

○佐藤委員

ほかの施設ですね、例えば公民館だとかそういうところもすべからく今回は茶室で50%という話をしてるんですけども、市の公共の施設をお借りすると。その場合、使用料払うわけですけれども、おおむね50%という考え方なのか、その辺ね、ほかの使用料も例えば公民館だってあるし、ほかの施設があるかどうかわかりませんが、例えば、福祉の里八ツ田はちょっと市から離れてはおりますけれども、その辺の考え方をどうなってるのか、その辺、生涯学習課長じゃなくて全体をそういうことをお考えになってるというか、統括してるというか、その辺どうでしょうか。わかるなら教えてください。

○企画課長

全体の使用料の関係だと思いますけど、その辺につきましても、全体で統一した基準というのは現在ございません。

専門部会で確かにそういった検討したというのがございますけど、まだそれが庁舎の中で全部を諮ってですね、その基準でいきたいと思いますよというようなことは決まっております。今までどおり、使用料につきましては担当課がその都度、決めることについては類似の団体とか、それから知立市の中の似たような施設とかそういったところを参考にしながら使用料というのは決めてきたというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、知立市の中で、それぞれの所管する施設の使用料については受益者負担の考え方というものは基準はないと。それぞれの所管で研究されて、他市を見たりそんな関係の中で決めるということですけども、そうすると、他市との比較の中でそうしたことがあるということはわかりましたけれども、全体としての使用料の行政財産をお貸しするという使用料の考え方としては基準が

ないわけですので、正当性があるかと言われるとですね、そこにまたクエスチョンがつくんじやないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○企画課長

うちの方といたしましては、そういう基準は一応ございません。ただし、基準というふうに言われますと、今の文化会館の方につくる。文化会館をつくった基準がございますので、それが基準ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

全体の基準がないわけですので、所管の中でそれが妥当だろうという範囲の中でつくられるという点では、極めてこの対市民との関係で見たときの整合性ということがどうかなということが問われるんじゃないですかね、そういう点では。この所管の施設については、受益者負担50%だと。ところがこっちは違うよということであるとするならば、使用料というものをみたときには、所管が違うから考え方が違うということであっては、これ問題があるんじゃないかなというふうな感じを私はするんですけどもどうでしょうか。

例えば、今回の茶室の使用料について、中央公民館の例が出されてね、現在の茶室の料金、そういうことも含めて3.1円ですかね、そんなことになってるんだけど、中央公民館も例えばこれは受益者負担は50%ですか。

○生涯学習課長

その当時の値段の出し方は私も調べておりませんので、それが何%だとかいうのは把握しておりません。

○佐藤委員

一度ですね、そうした使用料について、施設ごとでその考え方がまちまちであるということね、やっぱりこれ問題ではないかというふうに思うんですね。一遍その辺、関係してる所を調べていただいて、負担割合がどうなっているのか、その辺についてお知らせ願いたいというふうに思います。その辺どうでしょうか。

例えば、施設といっても文化会館、中央公民館、直接の市のあれではないにしても福祉の里などが主にね、あとは猿渡公民館だとかいろいろあるわけですね。その辺どんな考え方でやられてるのか、ちょっと一覧表の中でお知らせ願いたいというふうに思います。どうでしょう。

○企画課長

今、委員が指摘したとおりにそういうような問題がございましたので、専門部会で一応そういうようなことを検討してきたというふうに記憶はしておりますが、今、委員が言われました負担割合をどういう形になってるかという、その当時の設定をした資料を各施設ごとに探して少し整理をしなくてはならないというような時間がございまして、すぐには資料として出せるかというのが少しお時間をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤委員

この50%ということがちょうど中間ぐらいじゃないかということですけども、なかなか何で50%なのかということがあまりよくわからないんですけども、もう一度、市の方はそういう基準がないということですので、何で受益者負担を50%にするのか、その辺の考え方をもう一度お示し願いたい。

○生涯学習課長

この50%の考え方は、全国的な事例に出ておりましたものを使わせていただいておりますという考え方です。

以上です。

○佐藤委員

全国的な事例で考えたということですね。それで知立市も全国的な事例に倣って50%が妥当ではないかという考え方だと、それはわかりました。

それと、もう一つお知らせ願いたいんですけども、この耐用年数が補助金を交付してもらったその耐用年数でやってみられるわけだね。建設といった場合には、一般財源と補助金を組み合わせて物を建てたりするわけですね。建設費の2分の1ということを見たときに、これは補助金も

込みで計算されてるのか、その辺はどうでしょうか。

○生涯学習課長

耐用年数の考え方ですけども、一般的に機械及び装置以外の有型償却資産の耐用年数表というのがございます。その中で、建物で木造または合成樹脂造りというのがあります。その中に、また店舗用、住宅用、寄宿舎用、学校用、体育館用というものがあります。そこが耐用年数22年というふうにその細目にありますので、そのものを22年ということに使わせていただきました。

○佐藤委員

建設費の中にはね、一般財源と補助金等含めてあるわけですけども、建設費はそうした補助金も全部込みにして2分の1でみて計算をするのかどうか。50%でしょう。建設費の2分の1だから、2分の1というのは50%じゃないんですか。

○生涯学習課長

補助金のときに使う50%という考え方ですけども、それはちょっと私はわかりません。

○佐藤委員

私、この本会議の中で議論があったわけで、その中で、受益者負担が50%ということで計算をするに当たって耐用年数だとかあるわけですけども、例えば、今度の茶室は4.2円でしたかね、それを計算するに当たって、建設費の半分と。半分ということは日数割ることの面積割ることの時間でしたかね、そういう形で4.1円と、それが受益者負担50%の考え方だというふうに言われたもんだから、要するに、建設費をまるっと100%使えば100%受益者負担という考え方じゃないですか。私の言ってること違いますかね。2分の1にするということが50%ということじゃないんですか。その辺御説明ください。

○生涯学習課長

50%の考え方は、先ほど言いました行政のサービス、それから、民間のサービス、それから、選択的なサービス、それともう一つが必需的なサービスの中でクロスさせて、どの辺になるんだろうということによって50%、それが全国的な考え方の中で

50というものだと思っておるんですけども。

○佐藤委員

考え方は全国的なそういうクロスさせてというのはわかったんだけど、実際に使用料を徴収するに当たって、それを計算するわけでしょう。例えば、建設費のこの2分の1ということでもって計算をされたんじゃないですか。その結果として平方メートル当たり4.1円ですかね、4.3円でしたかね、そういう形で出てくると。だけど、この文化会館の茶室については、建設費が総額で4,000万円そこそこかかったけれども、実際にはその2分の1ということ50%ということじゃないですかということを知っているんです。部長どうですか。

○教育部長

補助率の50%でなく、今、生涯学習課長が説明いたしましたように、これが公的なものか、民間的なものかというようなことでいろいろパーセントがあるわけですけども。

計算の仕方は、補助金等は入れずにやらせていただいております。

○佐藤委員

だから、例えば50%を割り出すということを見るときには、今、補助金入れないから補助金を除いた分でね、半額なら50%じゃないですかと私、言っとるわけですよ。

○教育部長

これにつきましては、そういうような試算がありますので、それでやると4.19ということで4.2円になりますけれども、今現在パティオの方ですね、工芸室とかワーキングとかいろいろな部屋は4円で計算してありますので、二つ対比してちょうどパティオの会議室と同じような料金になったということでございます。

本会議もこういったつもりでございますけども、とりあえず今のある部屋と同じようにしたらどうかと。それと、もう一つ、今言いましたように受益者負担割合で計算するとどうなるかと対比しましたら同等になったので、こう改正したいということで提案させていただきました。

以上でございます。

○佐藤委員

よく私わからないんですけども、同等の部屋と同じようにして4円だと、平方メートル当たり。だけど茶室については4.3円ですか、4.2円ですか。それでちょっと違うじゃないですか。同じようにしたという割には、だから計算の仕方として、どうやってやったのかなということを私、聞いているんですよ。

だって、本会議の中で建設費の2分の1ということをおっしゃってましたね、計算する中身について。それで耐用年数などで割り戻していくじゃないですか、1平方メートル当たり。

○教育部長

建設費の2分の1という言葉はですね、ちょっと私、覚えがないんですけども、50%を掛けるということは先ほどの計算式の中で申し上げた。ですので、今の受益者負担の何%があるかというようなことですね、この茶室については大体50%というような形で試算をしたわけですね。ですので、本来パティオの1平方メートル当たりがほかの部屋は4円でやっておるわけですね。ですので、円まで取りませんので、四捨五入すると800円というのは同じ単価になったと。ですので、4円と4.2円と掛けると数字的には違いますけども、100円未満四捨五入というようなルールでやりますと同じ値段になったということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

もう一遍、例えば建設費の2分の1じゃなくてもいいわ。建設費補助金を除いて耐用年数で割り戻して、なおかつ1年間の開園日数で割り戻して、そして1日何時間開けるかで割り戻して、なおかつこの平方メートルで全面積で割り戻せば4.2円出てくるんじゃないですかということを知っているんです。だけど、50%ということだから最初の建設費は2分の1にしようが、最後の値が出てきて2分の1にしようが、50%の考え方はそういうことじゃないですかということをお聞きしている。じゃあ、どこでこの受益者負担の50%ということをお聞きしているんですか。そういうことじゃないですか

ということを言ってるんです。

○教育部長

先ほどお話いたしましたように、全国の自治体の基準を参考、大体こういう茶室ですね、こういうものは50%というようなことではないかということで試算させていただきましたので、あくまでも補助金の2分の1をですね、完全に個人の負担になるような、市の行政と民間と比べて大体ちょうど負担が半額じゃないかというのが50%ということとっておりますので。

当初4円でやりますと茶室につきましては755円という数字ができます。ですので800円というふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

だから繰り返してね、教育部長、この4円で計算してね、この平方メートル掛けて時間でやるとおおよそ四捨五入すると800円になりますよという話はいいいんだわ。どこでこの50%というのが計算の中で出てくるのかということを知りたいわけ。だから数式を具体的にちょっと教えてください。4.2円になる数式を。私が言ってるのと違うのかね。

○教育部長

建設工事費が3,885万円、それから、木造耐用年数22年、受益者負担割合が50%、開館日数、これは平成19年度ですけども304日、1日当たり開館が9時から10時までですので11時間、それから、総面積が62.9平方メートルということでございます。

したがって、1平方メートルの単価を出して1時間当たりの1平方メートルの単価を出すと4.19が4.2円といった言葉がこの根拠でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

教育部長、私の言ってることと違わないわけですよ。そうだって言うてくれればいいと思うんですよ。

ここで3,885万円ということで計算をされたら

ということでありまして。今回は補助金じゃないですけども、宝くじからお金きてるわけでしょう。それここへみんな込みになってるわけですよ。宝くじ引いて計算してみたらどうなるんですか。ほとんど宝くじの3,200万円だから、無料に近い金額が出てくるじゃないですか。

補助金ならね、工事費の中から引いて計算するけども、宝くじからきてね、一般財源じゃないこの財源構成がされているのに、それを全部込みにしちゃって計算した結果が1平方メートル当たり4.2円でしょう。そうじゃないですか。だって知立市民が出した血税でそれを全部建てたというのなら、教育部長が言っているような考え方も通用するかもしれんけど、補助金を抜くということで。だけど、結果として補助金じゃないかもしれんけども、宝くじのお金が3,200万円入ってきて、このお金で建てたわけでしょう。だとするならば、宝くじのお金を引いて知立市民の一般財源が投入された分だけについて使用料の計算するのが妥当じゃないですか。違いますかね。私はそう思いますけれども。

○生涯学習課長

私ども建設費を算定の根拠のもとにしるとという話です。ですから、建物の価値というものを最大限みてその算定しております。ですから、宝くじが今回たまたま3,200万円、例えば4,000万円入ったら、その建物がゼロかということ、いや、その建物はそうじゃないよ。やっぱりその建物の価値がこれだけあるからこれだけの使用料はいただいでいくというふうに考えております。

○佐藤委員

それで、説明の中で、この建設費から補助金を除いて計算するというのを言われたんですよ。最初から建設費と補助金が込みのトータルの建設費の中の計算するというのならいいけど、補助金を計算のもとになるものは、建設費から補助金を除いて計算してますって先ほど部長言ったじゃないですか。一般的には。

○教育部長

どうも大変失礼いたしました。

建設費から補助金を引くということは言っていないと思われましたので。言っておたら訂正させていただきます。

本会議のときもそんなことを言っていないと思いますけれども。どうも失礼しました。

建設費から補助金等を引いて算定はしております。違うこと言ったなら、大変申しわけございません。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、課長が言われたように、建物の価値とその時点で建設費に費やしたものが全部このベースだよと、計算の土台だよということでありました。

しかし、よくよく50%の問題とあわせて、ほかの施設もそうですけれども、考え方としてどうなのかなということの思うんですね。確かに、建物の価値としてはそうかもしれません。だけど、そこに補助金が入りね、交付金が入ったりしてやるわけですよ。だけど、受益者負担50%といった場合、基本的に国や県からきたものを込みにして計算するのかな。知立市民の税金である一般財源を使って建てられた部分で計算するのかということがね、やっぱりもうちょっと深い議論がここは使用料の計算する場合、必要ではないかと。だって50%といたら全国的な例示できたかもしれないけれども、知立市民が出してみんなの税金でつくったからね、受益者負担50%の考え方だよということなら、よりすっきりしてわかりやすいじゃないですか。これは国からきたものも何もかも込みで知立市民の出したものじゃないほかのところ受けたものかもしれないけれども、そうしてみると、私は一遍そのところで、割合についてはいろいろあるかもしれないけれども、この一般財源を投入した部分を建設費の基礎にするべきじゃないかなというふうな感じもするんだけどね、全部込みじゃないで。どうでしょうか。

○教育部長

同じ答えになっちゃいますけれども、やはり建設費というもので割っていくと。補助金、交付金、

助成金等ございますけれども、やはり建築の価値で割っていくと、ただ、それをやると、ちょっと手元に資料ないですけども、入れると200円だとか300円だとかいうような話をお聞きしましたけれども、全体的に600円、800円というような部屋と同等の新しい茶室が200円、300円というのも全体的な均等からみますと、何か若干おかしいなというような気もいたしますし、やはり最終的には補助金、交付金、今回の助成金につきましても、予定はしとったものもくるかこないかわからなかった状況でございますので、補正になってしまいましたけれども、こんな状況でやはり建築の建物の金額でやりますと同等になりましたので、これで御理解をお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○佐藤委員

受益者負担の考え方もいろいろあるかと思うんですけど、だけど今回の場合は、税金ではない宝くじという不特定多数の人たちが宝くじを買ったその収益を充ててつくられたということを見ると、そして、この3,200万円ですのでね、その充てた部分が。そうすると、知立市の一般財源から負担したやつは685万円と。その前の設計だとかそういうことを入れれば1,000万円近くなるかもしれないけれども、そう思うとこれがまるっと国の補助金、それから交付金という形の税金で賄われたところですね、お金がきたやつについては百歩譲って今、部長の言われたようなものが正当性あるのかもしれないけれども、だけど、今回の場合は、もちろんその一般財源をできるだけ食わないよということですね、宝くじ協会の方に申請をして、それがうまくきたという経緯はあったにしても、そこにはこの税金じゃないお金がたくさん含まれてるということを見ますと、今回のようなこうした50%負担割合にして受益者負担にしてやられることがほんとに妥当かなという、私は、そんな疑問を感じるんですよ。

この点ね、副市長、どうですか。私は、先ほど課長の答弁の中で、パティオ20万人使用すると。やがてこの人たちが茶室も利用してもらえらるじゃ

ないかということなんですよね。だけでも、実際問題として従来ね、現在使っている人たち、少々料金が高くなったからすぐやめるなんていうことはないにしろ、200円でやってたものが800円になるわけでしょう。4倍でしょう、ある意味でいけば。建物の価値がどうのこうのとかそういうことじゃなくて、実際にそこを利用されている人たちの実感は、200円でやってたものが800円なら4倍じゃないですか。だとするならば、先ほどのこの宝くずのお金はね、税がそこへ入ってきたものじゃないということの考え方で見たときには、お安くするということがあったってしかるべき考え方じゃないですか。どうですか、副市長、その辺。

○田中副市長

やはり公共施設の使用料ということですので、建物の価値から算定すべきであろうと。なぜならば、やはり補助金というのものですね、つく建物、つかない建物、それから、つく建物であっても、その年よってつかないことがあると、そういうことによって市内のいろんな施設がアンバランスになっていくということ事態もひとつ本会議でも一部意見がありましたけれど、例えば、今回つくったものが宝くじからもらえたから安く設定できた。そうすると、他の施設じゃなくてそこへ集中してくるということも出てくるかもしれません。ということで、いろんな考え方があるかもしれませんが、この宝くじであってもですね、それから、例えば一部寄附をいただいてつくったにしても、これはやはり入れて建物の価値としてやっぱり算定していくのが私どもとしては妥当であるというふうに思っております。

○佐藤委員

副市長の言われる、私、先ほど整合性ということを行いましたけれども、整合性をとったがために従来料金よりもうんと高くなってしまおうということは困るわけですが、考え方の共通性はそれなりに持たないかなんということは思うんです。それはそれでね。

しかしながら、今回あえて茶室をおつくりにな

られて、従来の爆発的に需要がふえるということであればともかくとして、従来御利用の皆さんが基本的にそこにスライドして利用されると。そこに新しい方たちのプラスアルファがあるということを考えてときには、200円が400円と、建物の価値だということをおっしゃいますけれども、少なくとも税金ではないこの財源構成の中で建てられた茶室であるとするならば、もっと安くたっぴいじゃないかというふうに私は思うんですよ。これは4倍じゃなくて、もっと低いところで落ちついたりたっぴいじゃないですか。それが実際には中央公民館のように200円になるのかね、それが400円になるのかわからんけども、あまりにも急激なこれは上げ幅になるじゃないですか。そういうことをみたときに、確かにそれは整合性という側面と同時に、やっぱりその中の施策の中で、有効的に市民の皆さんに使っていただいでいくという点で、一般財源の投入が少ないと。これについてはこういうことも可能ではないかという議論だっただけであってしかるべきじゃないですか。

とりわけ、現在の文化会館の平方メートル当たりの単価をベースにして計算をすると。しかし、もう一方では、中央公民館の茶室が今まで利用した人たちがなくなるわけだから、その人たちの利用者の目線の中で文化会館の考え方、現在の単価との折衷した中身だっただけであっておかしくないなというふうに思うんだけどね、私は。

もう一度ですね、その辺、なかなか変えまますということはですね、条例でも値段まできちっと出してやるわけなもので、しかし、そういうことがあったっていいじゃないかと。そのことを通じて利用頻度が広がり、さらにつくって投資をしたけども、市民の皆さんに大変使われて大変結構なことだと、結果的にそうなれば、いい中身じゃないですか。私は、そんな形で思うんです。これ、市長、答弁願いたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、補助金耐用年数でやってるわけですので、ほとんど補助金の耐用年数過ぎれば耐用年数が長いものが多いわけだから実際には建てかえだとかそんな形になっていくわけで、耐

耐用年数が過ぎてなおかつ使うというものは少ないのかなということも思いますけれども、例えば、それで補助金耐用年数が過ぎたら無料になるということですよ、考え方としては、基本的には、どうでしょうか、この点。

○本多市長

利用料につきましては、今その算定根拠というものは部長も答弁をさせていただきました。

ただ、基本的なところでですね、例えば、佐藤委員の質問の中で、考え方が中央公民館にあった茶室をそのままスライドしてその文化会館へもっていったんだということではありません。そういう部分も一部ありますけれども、それは例えば、中央公民館がなくなっちゃったじゃないかとおっしゃり方されますけれども、中央公民館は佐藤委員の御指摘にもありましたけれども、ちゃんとそこに作法をやったり楽しんだりするような場所はきちっと残させていただいておりますので、そういう中で、これからのお茶をどういうふう文化の中で取り入れていくんだという考え方の中で、中央公民館のリニューアルをスライドという考え方ももちろん中にはありますよ。ありますけれども、それがすべてではないということを御理解をまずいただきたいというふうに思います。

これから利用率が伸びる要素があるのかという質問もありましたけれども、これは伸びるのかじゃなくて伸ばすんですね。私も本会議で申し上げましたけれども、やっぱり文化拠点であるパティオ、あそこにそういうもてなしの心や、くどいようですけれども、そういうことを子供たちにもちゃんと知っていただく、精神のトレーニングにもなるであろうというようなことで、そういうことをこれから教育の中に取り入れていくことによってそういうこともふえていく可能性というのも必ず私はふえていくというふうに思っておりますので、その中で利用料の設定をしていくわけですけれども、これは利用料というのは、例えば、施設によって一々変えることは難しいんですね。ただ、特定な人が使う、これは受益者でありますので、特定のな方の使う施設、あるいは不特定な方が使う

施設いろいろありますけれども、そこで使い分けてしまうと大変難しいなというふうに思いますので、算定根拠は、先ほど申し上げましたように、一定の基準をもって進めていくわけでありまして、その中で、市民が、いや、これは特定の人だけが使うからもっと高くてもいいんだとか、これは不特定だから安くてもいいんだというような言葉を私も市長になって今までそういうことを耳にしたことはありませんので、現在の市のやっておる算定基準でもって積算していくことだろうというふうにしておりますので、ぜひ御理解はいただきたいと思います。

○教育部長

耐用年数過ぎててもですね、その目的が達すれば料金はそのままだと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうするとね、結局施設の価値をベースにすると言いながら、耐用年数過ぎててもそのままということになりますとね、これまたおかしな考え方でね、基本的に高速道路だっていろいろありますけれども、償還を借金やら工事料を償還をしたら無料になって、きょうから無料だよという道路だってあるわけですよ。衣豊線道路だって、今料金徴収してるけれども、この先ね、それをペイしたら無料にしまうよという約束のもとであれつくられているわけでしょう。だとするならば、一方で今回の料金設定に当たって施設の価値がベースだよといいながら、その耐用年数が過ぎててもですね、いやこのままだよというならば、これはおかしな話じゃないですか。これは基本的に無料がいいかどうかという議論はあるにしたってですね、半額にするっていうことの考え方が出てこな、全然施設の価値をベースにすることとの整合性がない中身じゃないですか。もう一度お願いします。

○教育部長

耐用年数がきててもですね、その目的の利用にできる場合は、今のところ減額する考えは持っておりません。

以上でございます。

○佐藤委員

今、部長が減額する考えはないということと言われたけれども、この間、今のやりとりの中で、そうすると施設の価値をベースにするということはどういうことだという議論にまたなるんですよ、正直な話が。

この議論が今後の場でずっとということにはならないと思いますけども、少なくとも使用料ということ考えた場合、やっぱり今回50%ということでありますけれども、例えば、それが全国平均だからそれにしたっていうことですけれども、知立市独自の考え方があって、先ほど私が言ったように、確かに中央公民館は茶室はなくなるけど和室で若干の使用ができるということでありますけれども、そうしたことを通算して従来のここを使っている皆さんが、パティオ遠いし、お金も高いし、おおむねできるならこっちでやろうかねといったときに、新たな需要はどうなるんだということを考えてですね、現行利用者の負担の感覚とそうしたことをよくすり合わせた上で、全国が50%だから50%っていう考え方はなくて、その辺よく検討された使用料設定があってしかるべきだったんじゃないかなというふうに思うんです。その辺、担当課長どうですか。全国が50%でね、平均すると大体50%だと。だけど、今回の経過のいきさつやそういうことを勘案したときに、やっぱり利用してる皆さんを置き去りにした料金設定じゃないかということをお私、思うわけでね、その辺の考え方でですね。今回こういう提案してますけれども、そうしたことも含めて、今後、検討する必要があるんじゃないかと、こういうことについて一言お願いします。

○生涯学習課長

私は、受益者という負担していただくという考え方は間違っていないと思っております。その中で、50%という考え方も今の全国的なレベルでやるとという話ですので、この考え方でいいと思っておりますけども。

○佐藤委員

全国的なレベルで間違いないんだということをお

強調されましたけども、堂々めぐりの話をいつまでもしてもしょうがないので、今の質問を私、課長に答弁してもらいました。

しかし、やっぱり口を開くと地方分権だとかですね、特色ある施策とかね、いろんなことをしょっちゅうこの議会の中でも議論をされるんですよ。ところが、持ち出されてくるのはそうしたことの物差しが中心であって、知立市の事情や利用者の事情や経過や、その辺が反映されないそうした考え方でいいのかという点で、これで万全でばっちりだというふうには私は思わないですね。その辺の見解を副市長、最後ですけども、いま一度お願いします。

○田中副市長

確かに、料金算定の考え方、いろんな考え方があると思うんですけど、先ほど言ってみえました耐用年数が過ぎたらというお話とか、50%ですね。一点で言いますと、例えば、耐用年数過ぎたら無料にすべきじゃないかと。もともと公共施設の使用料というのは投資的経費だとか、経費をペイする発想はもともと持ってないということで、この50%というものは、一つの市の方も今までかつて決めたものとは違う発想があったかもしれませんが、一つの統一的な見解でやっていくべきだということで、この算式を使わせていただいたと。たまたまパティオの他の部屋とほぼ同じになったということでこれを使わせていただいたということでございますので、佐藤委員となかなか一致しないで申しわけないんですけど、御理解いただきたいと思います。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午前10時58分休憩

---

午前11時07分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○杉原委員

それでは、第45号の知立市文化会館条例の一部を改正する条例に関してお尋ねをしたいと思いま

す。

まず初めに、市長先ほど御答弁いただいたとおりに文化会館に茶室をつくるという意味に関しては、大変私、理解できました。

その中で、茶室ということで中央公民館の茶室に関しまして、先ほど資料いただいておりますけど、この茶室のみで本来利用されてる方に関して、今その部分は出てないものですから、わかりましたら教えてください。

○生涯学習課長

中央公民館で利用されている方、各団体の名前を拾って、この方は茶室でやってる、または、また違う方はミーティングでやってるとかいうのも一応平成19年度調べましたら約7割、73%ぐらいでしたけども、そのぐらいの方が茶室、それで27%ぐらいの方がそれ以外の使われ方でやっておりました。

以上です。

○杉原委員

今回、中央公民館に関しましては、茶室の利用率が7割ぐらいということですのでよろしいですかね、当局の方の御答弁といたしましては、3割ぐらいが一般の方というお話をいただきました。

中央公民館に関しましては、前議会におきましても、このまま残していくと、茶室に関してはどのような話で進んでおられると思います。

その中で、今回茶室に関しまして、文化会館に茶室の先ほど使用料に関しまして議論が大変佐藤委員の方からされておられましたけれども、私自身感じるには、先ほど副市長の御答弁いただきました、市長も御答弁いただいたと思いますけど、この使用料に関しましては、文化会館の使用料は、私自身思うには、やっぱり均等性を保つべきだと思います。他の施設に関しましては、同じような形で使用料を使っておられますので、例えば、今たまたま今回宝くじ、たまたま当たった宝くじに今回お金が3,200万円入ってくるといった形で使用料を下げるといった形をもちますと、皆さん市民の方には平等性が保たれないと私自身感じますので、そうなれば初期の目的で茶室を使いたい方

が、この茶室ができた場合、利用できなくなるんじゃないかというふうに私自身考えております。

茶室を使いたいんだが一般の市民の方も、安いからと、ほかの施設よりも安いからという形で殺到するんじゃないかという形で私、考えておりますし、利用率に関しましては、今先ほど当局の方からお話ありましたとおりに20万人の方がおみえになるといったことがございました。やはり20万人おみえになるということは、その中で講演等その他イベントをされる場合、茶室以外にそこを使いたいといった方も中にはあられると思うんです。あるあると思います。そういった場合に、そのときに茶室を使いたいという方が、茶室を使えなくなるといった問題も起きてくるかなと私自身考えておりますが、その点に関して、当局いかに考えておられるかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

○生涯学習課長

今後ですね、今、中央公民館の利用率がありますけども、それに匹敵する、さらに上乘せするための方策も考えながら利用率を上げていくということを考えていきたいと思います。

○杉原委員

私自身、思いがですね、間違いなくこの茶室ができられた場合におきましては、今の茶室の利用率、中央公民館におきましてもですね、今幾つかの部屋があるかと思えますけれども、その中で、現在の中でいくと部屋が足りなくていっぱいになってるといったような状況があるかと思えます。その中で、茶室を今回やめるかといった御議論も出たと思えますけど、今の茶室の利用料を見ますと、やはりこのまま中央公民館にも残して、なおかつ文化会館にも残して新たにつくっていくといった形に関しては、大変いい御意見、この進め方だと私は事業だと思っております。和室が残っていくと、大変失礼しました。

そういった形で、ぜひとも中央公民館、今後究極の議論が先ほど佐藤委員からも出ておりましたが、最終的に平成22年ですか、減価償却が終わった場合に最終的にはその部分に関しては

ロ円にしたかどうかという御議論も出ておりましたが、やはり市民の方は、確かにゼロ円にすれば喜ばれると思いますし、最終的にほかの施設の影響も出てくるかと思われまますので、この件に関しては、もちろんこういった今、議会をさせていただいている中でも光熱費等それがかかっているとしますので、ゼロにするのもいかなものかなと私も考えておりますので、その点は、今後考えていただきたいと思います。その耐用年数に関しての今後の事に関しては今後の話になると思いますが、お願いをしたいなと思います。

私が今回ここで申し上げたかったのが、今の文化会館に茶室をつくるに当たっての利用料、そして金額に関しまして、ぜひともこの部分に関しては、今の計算式、先ほど教育部長がおっしゃられた部分がございますけれども、その部分の計算式に基づいて平等性を保つ、ほかの施設の部分で、今後とも進めていただきたいと思っておりますけれども、当局の方のその件に関して御見解をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○教育部長

私どもも今現在のパティオの平方メートル単価、時間当たりの数字と今言いましたように耐用年数とか、受益者負担率、これと両方やってですね、どんなもんだというような検討も深めていきたいと思っておりますので、杉原委員の言われることももつともだと思っておりますので、いろいろな算出の方向から、また今後こういうようなものがあるときは検討していきたいと思っております。

それから、耐用年数につきましては、これ、全室毎日借りた場合の単価でございますので、先ほど副市長も言っておりました、これで建設費をもうけようというようなそういう考えがございませんので、ただ、1時間1平方メートル幾らという根拠でやらさせていただきましたので、全館毎日あそこが詰まっていると22年では工事費の半分が何とかかなるという計算でございますので、よろしく御理解のほどお願ひいたします。

○杉原委員

最後になりますけれども、この利用料に関しま

しては、今のような形で教育部長、当局の方が進めておられるような形でお願いをしたいと私自身思っています。

今回の宝くじ騒動と私自身言わせていただきたいと思っておりますけど、これに関しては、市民が3,200万円というたまたま今回パティオ池鯉鮒の方の茶室という形で補助金が下りてきたような形でできておりましたが、やっぱり市民の平等性を保つ意味でも、今後ともそういった形になった場合、これは最終的には一般財源になるわけですから、そういった形で我々の市政の中で、教育、福祉の部分にも充てられる分になってくるかと思っておりますので、そういう観点の中から、ぜひともこういった形で進めていただければと私自身感じております。

以上をもって、私の質問とさせていただきます。

○教育部長

今の杉原委員の意見を参考に、今後とも利用料の算定に当たってはいろいろな角度、平等性等いろいろな角度から見て、今後のときはそのようなことで検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○馬場委員

2点ほど聞かせていただきたいんですが、基本的なことですけども確認のために。

料金設定をこれだけされたわけなんですけども、ほかの部屋の整合性ということもあってこのような。その中で、私、実は安城市の市民から、知立市さん、立派な茶室ができるそうだねと。私たちもお茶をやるんだけども利用できるかねと。利用できますよと。使用料は、今5市同じような公共施設で同じようなことやっとするけども、どうですかねと聞かれたんですけど、一遍聞いときますわと。いって別れたんですが、その点についてはいかがでしょう。

○生涯学習課長

文化会館の施設につきましては、衣浦東部広域とかそういうものがないので、あくまでも料金に反映でどの方でも同じ料金だということでございます。

○馬場委員

わかりました。

この茶室をつくるに当たりましてね、4,000万円という高額な費用がかかってくるということで、実は、市長も議員のときに行かれたと思いますが、出雲市の視察をさせていただいたときに、こんな4,000万円どころじゃない立派な茶室があったわけですね、すごいなと、そういう思いをして帰って来たわけでありまして、大体茶室というのは高いんだなというイメージがそのころからありまして、そう思っておりましたけれども、今回4,000万円と聞いて市民が納得できるのかなということを私、正直思いました。

しかしながら、今お話を分析しますと、3,225万円という宝くじの助成金があったということで、少し安心を実はしておるわけです。その前に、もう一つですね、これは本多市長が言いだしっぺだというようなお話もございましたけれども、私は文化協会とかお茶をやる関係者の方からも相当要望があったなというふうに理解をしておるわけですが、その点はどうですかね。部長かな、市長でも結構でございますが、その点ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○本多市長

ここに至ってですね、言いだしっぺだなという話がまた蒸し返されるとは思ってなかったんですが、いろんな仕事をやるときに、確かに、どっちからともなくということもあるんですけども、私自身の気持ちとしては、やはり先ほども申し上げましたように、お茶の文化に子供たちもしっかり触れてほしい、そういう気持ちはもちろん持っておりましたので、かつてから。その中で、たまたま中央公民館のリニューアルという中で、それならということで4,200万円ということでもありますけれども、しかし、私は建築家じゃありませんので値段わかりませんが、あのスケールの茶室を見たときに、4,000万円、4,200万円というのが正直申し上げて高いという感覚はありませんでした。

今、学校の校舎幾つかつくってますが、校舎は1校当たりが非常に単価が高いなと、逆にそう思

っています。それはいいとか悪いとかじゃなくて、建築単価からいくと比較的造作もやらないかんそういう中では、あの規模で4,200万円というのは、そんなに高い金額ではないなというふうに思っております。

しかし、市民の一部の方が、もったないからという意見ももちろん本会議でもありましたように、しかし、こういう施設というのは、ここが第1施設が定数がいっぱいになったので新たに作りましょうという感覚ではありませんので、その辺だけはしっかり御理解いただきまして、やっぱり文化の向上という観点の中で発想があったと。

これは確かに私も発想しましたけれども、同時にどなたかも発想したかもしれませんけれども、この中では、市役所の中では、私が多分申し上げたというふうに思っております。

しかし、いつも仕事はそうでありますけれども、職員の皆さんが発想するか、私が発想するか、副市長が発想するか、それはだれが企画して実行していくかということになるわけでありまして、これが一つ一つの仕事の流れでありますので、この中では、私がですね、こういう意見もたくさんあるんでどうだろうかということを上げたことはございます。

もう一つは、市民からいただいた手紙の中にもですね、今回の件につきまして、ほんとに御声援いただいております手紙も私、今持ってますけど、本格的な茶室をつくと大変喜んでおると、ぜひ利用したいし、見てみたいという話がここに書いてありますが、本格的な茶室を言われますとですね、ちょっと心苦しいところもありますけれども、しかし、あの文化会館の中にそれなりのものがつくれていくということだけは思っておりますので、とにかく市民の皆さんに広めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○馬場委員

今、市長の方から、文化の向上に努めるということですね、これは総合計画にもきちっとうたってあることでございまして、確かにそうした文化という観点から市民の方に、もっと向上に努めていただき

たいということがございます。

せっかくこうしてできるわけですから、したがって、今、利用者の資料をいただきましたけれども、文化会館では平成17年、平成18年、平成19年と600名ぐらいふえているわけですね、利用者がね。それから、中央公民館は減っておりますけれども、これは私もあそこでお茶をいただいたことがあります、やっぱり狭い、暗いというね、そういうイメージはありました。だから今回リニューアルして和室の方で茶室というわかりませんが、お茶ができるような状況にしていこうというようにお願いをしたいなというふうに思いますし、また、この利用しやすい環境づくりというのをしっかりですね、先ほどの4,000万円のお話もございましたけれど、宝くじからこれだけいただいたんだということも含めてね、市民の方にお知らせをしとかなないとね、えらい立派なやつをつくったねという感覚は持っておられる方が多いなというふうに私も思いますのでそのことと、それから、利用しやすい環境づくり、利用者の拡大、これにPRも含めて努力していただきたいというふうに思います、最後にその点を課長、よろしくをお願いします。

#### ○生涯学習課長

いろいろな方策を含めて、使いやすい茶室という形で進めていきたいというふうに思っております。

それと、一つ訂正をさせていただきます。

先ほど安城市の人は同じ料金かということ、全員同じ料金ということを言いましたけれども、こちらの方に衣浦東部広域行政圏別紙ありますけれども、在住者、在勤者及び在学者以外の者が利用する場合は当該利用時間の1.5倍とするということをやっておりますので、衣東以外の方は1.5倍ということをお願いいたします。

#### ○風間委員

ちょっと改めて、先ほど教育部長の答弁に関して確認を。重大なそこには要素があったなという私自身思いがしておりますので確認もしておきたいと思うんですが、この利用料金の設定という考

え方ですね。これ、先ほど副市長も対極的な部分で答弁がありましたよ。僕もそういう部分かなとは思ってました。

それで、佐藤委員が、そういう今までの一連の行政側のこの使用料に関する自治法上の基本原則の考え方を打破して住民の側に財源構成とか耐用年数とかですね、そういう部分で極力利用料金を軽減して運営をしていくべきじゃないかというような御提案というね、ほんとに私、議員になってからそういう利用料金の設定に関する議論というのは初めて聞いたわけでありまして、こんなの自治法上から見ますと、市町村は公有財産の使用につき使用料金を徴収することができる、この大原則に沿ってね、ただ淡々と、じゃあどういふ設定の仕方をするんだという見地からこの料金設定をしてここにはめて条例をつくって可決で、粛々とかこういうものが徴収されていくと。何ら疑問もなくそのとおりに徴収されていくと、そういう流れの中で、佐藤委員の今回の提案は非常に大きな重要な部分があったなと、これはできんことはないですね。取ることができるわけですから、行政側の判断によって、それは特例要綱措置という形で取らんで軽減という形もできるんです。

しかし、今までの経緯でね、この一律性とか平等性とかね、過去今までの設定の方法、こういうものとの比較検討した場合に、やはりそこと違った形で料金設定する場合には、しっかりとした根拠と一貫性がないと。それはなかなか市民にもわかりにくいと。市民にとってはありがたいんですけど、行政の一貫性という部分から言いますと、その辺は重大な分析とそういう形で制度導入する場合には決断が要すると思うんですね。

それでね、部長は最後、杉原委員の答弁にね、耐用年数とかそういう部分も含めて今後は検討していくというような御答弁でしたよね、たしか。それ従来ではね、ほんとには全部の利用権の設定の方法というのを改めて聞きたいんですが、それは本会議でないと、各部署にまたがってますから、公共の施設という部分では。この文化会館自体の例えば二つありますよ。工芸室とか和室練習室ね、

ここにあげておるものだけ見まして。こういうのは改めまして聞きますけど、どういう設定をしたのかという、ここをちょっと聞かせてください。

○教育部長

この設定につきましては、私ども調べさせていただいたわけですが、最終的には1時間平方メートル当たり4円と。これはですね、中央公民館の場合は3点幾らとなっておりますけれども、この根拠がどうやってできたか、ちょっとこの根拠につきましては、私どもの先ほど耐用年数とか受益者負担とか言いましたけども、その当時はちょっとこういう議論がなかったような気も、ちょっとわからないんです。したがって、逆算すると4円だなどというようなことで、同じような設定したいなというようなことで、ちょうどこういう試算でやりますと同じようになったということでございます。

ちょっともとの算定根拠はですね、調べようと思いましたが調べられなかったというようなことでございます。

以上でございます。

○風間委員

やはりこの知立市文化会館の部屋の一室に加わるものですね、この茶室もね、同じ敷地内で。その従来からやられてる使用料利用料金、この根拠が調査不足ということですよ。それで今回800円ね。先ほど杉原委員には、そういう部分を含めてという答弁をされておるわけでしょう。その辺は、やはり住民の側は施設利用権というのは崇高な権利ですよ、住民の皆さん方の。それを提供していく皆さん方、そして、ましてやそこに料料金というのを設定して使用料を取っていくと、行政のそこには非常に慎重性と市民に対する納得のできる施設運営にかかわる考え方というのが要るわけじゃないですか。だから、それを当然分析されとって当たり前だと思ったんですが、なぜそれが分析されていないんですかね、従前の考え方の中の。

○生涯学習課長

文化会館4円ということですが、当時この

文化会館の利用料金を設定する場合に、建物の減価償却とか、あと、中央公民館の利用料金の設定単価があります。その辺も加味して当時の文化会館の利用料金が4円というふうに設定されたというふうに聞いておりますので、中央公民館もその利用単価の平方メートル単価ですね、今4円ぐらいになっておると思います。全体の講座室とか、大会議室という料金を算定しますと、ほぼ4円です。それをも見ながらやってる部分があると思います。

ただ、茶室に関しては、平方メートル数でやると低い部分は確かにございます。全体の中のやつをやると4円というのがほぼそういう値段になっておまして、茶室の面積を考えると、それは低い部分は確かにありました。

以上です。

○風間委員

またぶり返して申しわけないんだけどね、そういう経緯できたものを総体的に勘案してという考え方でいいですね。聞いておると自信のない言い方をしてますけど、いいですか。

○教育部長

私が知ってる部分、調査不足で、今、課長が言った根拠があるということでございましたので、大変失礼いたしました。

○風間委員

私がね、行政にふらふらしてくださるなということをお願いしたいんですよ。それはそれで十分な分析のもとに設定して議会に提案しとるわけですから、それはそれで重大なものじゃないですか。だから、それは自信を持ってその根拠から。大体説明の仕方も悪いですわね。やっぱり重大な説明をもってこうこうだからという形で提案して、そして、こちらがなるほどと思えばそれで可決。そして、これが使用料徴収という形になっていくわけでしょう。その辺がふらついたら最後に迷惑かかるのは市民の皆様方ですからね、そこをやっぱりきちっと受けとめていただかないといかんですね。使用料徴収し、それを当該地方公共団体の収入することができるというね、これは地財

法の23に書いてありますよ。それから市町村は公有財産の使用につき使用料を徴収することができますと自治法書いてある。この重みというものを一度再認識、きょうのこういう議案を契機に再認識してほしいと思うんですね。

その上に立って、先ほど佐藤委員や杉原委員も言われたように、やはり従来型でたんたと取るというのは法律に位置づけられておりますから、その使用料徴収の最大の根拠があるわけですが、その中でも、やはりこういう情勢厳しい経済環境が生活が非常に厳しいと。いろいろな国の法のひどい政策の延長でね、そういう時期にこういう提案した場合は、多少の軽減がないだとかね、そういう声が出てくるのは当たり前のお話であって、いろんな角度からの分析というのが必要なわけでしょう。だから、そういう部分は常に先取りしていただいて、そういう料金設定には常に慎重には慎重を期して、それでやっていただきたいなというふうに思うんですね。その辺はよろしいですかね、今後に向けて。

○教育部長

受益者負担の重要性にかんがみ、多方面から検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○風間委員

なりたての部長に私も厳し目のことはこの程度にしときますけど、それが今、住民の側の切実なる世論という形で、そしてまた、茶室をつくる経緯とかね、そういういろんな部分があるわけですから、その上での料金設定ですからね、その辺はきちんと受けとめていただければなというふうに思いますし、また、最後にもう一点だけね、今申し上げましたように、いろいろな議論や経緯、あるいは批判や異論、そういうのも私も賜ってきたのも正直なところ事実です。それをして、私も茶室は文化会館には必要だろうと。

ただ、その文化会館に行く前の中央公民館に現にあった茶室、それを廃止ありきでPR、そういう制度論が広まったというところにね、じゃあ一番便利なところの茶室がなくなって、それで文化

会館の方に行かにかいなくなるじゃないかとかね、当局は、和室にはその機能は残すよというのは当初から言っておったと思うんですが、その辺はPR不足という部分でね、やっぱり住民のいろいろな誤解とかPR不足の部分がみあってここまでのいろいろな議論とか住民の批判、不満があったわけですが、そういうのは、きょう最終的にここで態度表明がされるわけですが、しっかりと胸に受けとめていただいて、それで最終的にこの文化会館の茶室をよかったなと思うにはね、利用率をどれだけ向上させるか、ここがすべてだと思いうんですね。それに対してのきっちりしたね、そして、いいものをつくって利用率をいかに上げるか、ここが最高最大の世論を払拭する一つの重要な大きなポイントだと思いうんですが、これは市長、最後に総括的な部分、今までの経緯は経緯も若干見解をお聞かせいただきながら、利用率をどう向上させる方策を示していただきながら、住民の方とともに文化の拠点施設という文化会館の中に茶室というね、それをつくっていくというその根拠とか方向性を示していただければありがたいなと思いますが。

○本多市長

今、御指摘のありましたように、いろんな意見があったことは私も議会を通じ、よく耳にさせていただきました。

今、御指摘ありました地財法の関係ですけれども、あくまでこれはできる規定でありまして、しかし、重いものだということは私も思っておりますので、こういう料金徴収というのは、ほとんどができる規定でありますので、取らなくてもいいということにつながってるわけですけども、それは全体的な市の予算、ほかの施策もありますけれども、そういうところでそれが結局建物をつくってそれをペイができるという考え方ではないんですけれども、しかし、特定の方が利用されるというようなことも含めて、そういうのを受益者負担ということになるわけですけども、そういう観点の中で、この地財法を重い受けとめながらこれからは決めていきたいというふうに思っております。

それから、利用率というのか、利用者をふやす方法というのは、先ほども少し申し上げましたけれども、やはり7万人になろうとする私どもの市民の皆さん方の中で、茶の文化、知立市は歴史と文化のまちでありますので、その中に新たな、せんだっても本会議で出ておりました方雁番茶流のせん茶を、日本の中では、京都と熊本と知立の八橋だというふうに登祥がそういうことになっておるといふふうに書いてありますので、そういうことも含めて、抹茶のみならず、せん茶の文化ももっともっと子供たちに広げていって、その中で、心の精神的な問題、あるいはもてなしの心、くどいようでありますけれども、そういうものをどんどんふやしていく、そういう観点の中で利用をふやしていきたいと、それが子供たちだけではなくて、大人の人たちにもつながっていく。

先ほど馬場委員の話ではありませんけれども、5市というのは狭い単位でありますので、同じ5市の居住、あるいは勤務であれば料金で御利用いただけるわけありますので、できれば知立市の方にたくさん使っていただきたいと思っておりますけれども、しかし、そういう知立市という単位、あるいはこれからの将来を見たときに、もう少し広域的な単位、そういうものも含めて知立市の文化会館という名が、より一層知っていただく機会になるというふうには私は考えておりますので、利用者をふやすという施策もいろいろこれから考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第45号について、挙手により採決します。

議案第45号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第45号 知立市文化会館条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号 工事請負契約の締結について(校舎耐震補強・校舎改修工事)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議でこのことも大変問題になりました。

それで、まずファクスですね、この強度不足の原因として考えられるものということですね、施行が大井建設という名古屋市西区の建設会社という中身でありますけれども、一片の紙であるわけですが、専門的な方が見てこうした見解をお示しになっているのか何なのか、その辺ちょっとお知らせください。

○教育庶務課長

これにつきましては、青島設計、それから大井建設、連絡を金曜日取らせていただきまして、概要の旨お話しさせていただいておりますが、当時36年前になりますので、担当者も退職なりということで、書類も営業履歴はあるけど当時の記録はないということで、この事業者からの調査、調査というか、内容については確認できませんでした。

このファクスの下の部分の要因として考えられるもの、これについて記載のとおり列挙させていただきました。これにつきましては、市の技術職員、知立市の技術職員に専門の国公立の大学院で土木工学の専攻されまして民間でこういった同じような機関で経験ある方が市の職員でみえますので、その技術職員の方に先週の金曜日13日に現場に私どもも同行しながら行きまして、現場と昨年の松浦建築事務所の結果の記録の方を見ていただきまして、考えられる要因として、判断基準はい

いろいろあるんですが、このようにファクスでなるべく簡潔ということで出させていただきました。

ちょうど昭和47年の3月完成ということで、年度としては昭和46年度に施行がされております。ちょうどオイルショックの時期に当たりまして、このころからコンクリートのポンプでの圧送によります打設が盛んになったと。そんなことから、ポンプでの圧送をするためにコンクリートの品質のばらつきが生じた結果ではないかなという判断が、その方がされたことを記述させていただきました。

簡単ですが、以上です。

○佐藤委員

そうすると、専門的な方が見てこのような内容だということになります。

しかし、そうすると、東小学校においては、昭和47年完成じゃないさらに昭和42年というのものもあるわけで、そうしたことからみて、ただそれだけでこうなったのかなという疑問もですね、古い方はオーケーで新しい方がこういう問題があったというそういう点では、ちょっと今の説明だけではどうなのかなというふうに思うんです。

それで、こういう形で昭和47年の増設分ということになりますけれども、この図面でいくと、どの辺がどうなのかね、何カ所ぐらいこれ壁に穴開けてボーリングか何かやってどんな検査を、耐震診断ですので、診断の中身でどんな診断をやられてそうした結果だったのかな、その辺はどうでしょうか。

○教育庶務課長

まず、図面での位置について説明させていただきます。配付資料の3枚目がわかりやすいと思いますので、立面図になっております。2の部分で一番上の図面で左端、昭和47年建設、これが点線で表示されております。この部分と、それから4階部分につきましては、昭和45年建設が3階までで終わっておりますので、昭和47年につきましては、この昭和45年の建設の4階部分まで行っております。

今回コンクリート強度が13.5に満たなかったということにつきましては、今回除却するのが、こ

の昭和47年建設の西の一番端の4階部分なんです、13.5のコンクリ強度が出なかった部分については、すべてということではなくて、この西端の2階部分についてのみということでありました。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この2階部分だけということですが、こうした耐震補強、これ図面を見ますと、鋼鉄のH鋼か何かわかりませんが、そんな形でやるということですけど、コンクリート強度が不足をしていると、例えばこうした形で補強してもコンクリートの方が実際には耐えられなくて、地震の際にはがれ落ちてしまうということなのか、全体が崩落してしまうという危険があるのか、その辺はどうですか。

○教育庶務課長

この今の質問の点につきましては、昨年補強の実施設計を松浦建築事務所で行う際に、当然設計に臨みましてコンクリート強度のコア抜き、強度試験を行いました。その結果として、先ほどお話ししましたように、2階の一部分が13.5以下ということになったわけですが、では、耐震補強を今回このように補強すればどうかという質問だったかと思いますが、実は、耐震補強をまず行うためには、耐震評定を県の建築住宅センターにおいて耐震評定を受ける必要があります。そこでその評定をされたものについて国が安心・安全の交付金として、いわゆる補助対象として耐震補強を取り上げるという順序になっております。

今回、西端の2階部分につきまして、13.5以下につきまして耐震評定がされないという話が出まして、何とか13.5がクリアできないかということでコンクリの強度、いわゆるコア抜きを3回ほどやりましたが、2階部分については出ないということで、結果、耐震評定が下りないと交付金の対象にもならないということで除却して補強していくと。これでないとも補強の実施設計が住宅センターの方は通らないということで今回このような形に至った次第であります。

以上です。

○佐藤委員

その流れはわかりました。

それで、大井建設株式会社と、もう既に36年も前だということでもありますけれども、記録もないということですが、普通の例えば一般的な話ですけども、こうした施工の工事をやられてね、結果的に地震ということがあって、耐震基準があつてね、それも補強というこの流れの中で、この問題が出てきたわけですけども、一断面として欠陥だという中身だとするならば、こうした施工業者はどのような責任を負うのかなということですけど、この辺はどうなのでしょう。

○教育庶務課長

建築後36年経過していること、当時も当然完了検査、工事完成に合わせて完了検査をして合格をして引き渡しを受けて済んで36年経過していること。それから、工事の約款、当時の工事の約款は市の方の記録というか、保存文書の年数が過ぎておりますので物がありませんが、現在の工事の約款につきましては、瑕疵担保責任につきましてはコンクリート造り2年ということになっております。

それから、民法でいきます瑕疵担保責任、いわゆる損害賠償請求権もコンクリート造りにつきましては10年ということで時効となっております。そんなこともありまして、責任をとすることは困難かと思われま。

なお、今回耐震補強するわけですが、除却してその残りにつきまして補強していくわけですが、じゃあ、その除却するものについての問題が確かにあるとは思いますが、建築基準法の施行令につきましては、コンクリート強度が現在ですが12.0を基準としておりますので、先ほどの西端の2階の一部につきましては13.5は下回っておりますが、建築基準法の施行令の12.0を上回っておりますので、大きな欠陥であるとは言いがたいかなというふうに理解しております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、この昭和47年当時は、コンクリー

ト強度どういう基準なのかよくわかりませんが、当時の強度としては13.5というのが基準だということは今先ほど言われてね。ところが実際に耐震の診断をやってみたら、これが2階の西端が13.2しかなかったと。その後、3回ほどコンクリートで補強したんですか。何かやられてね、ところが強度としては13.5が出なかったということで今回これを除却してやると。それは当時の基準に照らし合わせて、耐震工事の評定と。県の評定があつて、そこでオーケーにならないと国からもお金も出ないと、こういう流れだなということは先ほどの話でわかりました。

しかしながら、今この時効の話もありましたけども、建築基準法ではこのコンクリート強度が12.0ということをおっしゃいます。私は、これ除却して直した方が、やった方がいいとは思いますが、建築基準法の関係で見ると12.0でオーケーだよというならば、この辺の乖離は何なんだろうなという感じもするんですけども、ちょっとその辺の私の素朴な疑問ですけど、どうでしょうか。

○教育庶務課長

私の方の説明が下手で申しわけないですが、先ほど建築基準法の施行令で12.0はクリアしてるといってお話をさせていただいておりますが、13.5の根拠につきましては、日本建築防災協会の既存鉄筋コンクリート造り、建築物の耐震基準というのがありまして、これによりまして、コンクリート強度が13.5以下の場合、基本的に耐震性能が適切に評価されない場合があるということになっております。ですから、建築基準法の施行令12はクリアしておりますが、耐震性能としては適切に評価されない部分が状況にあるということですので、今回除却させていただいて、残った部分につきましてきちんと耐震補強をしていきたいということになります。

以上です。

○佐藤委員

本来であれば、この耐用年数が補助金上は60年ということになります。それが現在まで36年ということですので、あと14年間の残してこれを取り

壊さないきゃいかんという点、施工業者の時効はなったというものの、これは大変問題だなというふうに思いますけどね。そんなことを思ったわけです。

それで、本会議の中でも大きい問題になったのが、これが重大な問題ということの受けとめ方が不十分で、議会への報告やそういうものが十分なされなかったという問題も本会議の中でなされたんですけども、実際問題もちろんこれは予算書の中には大きくりの中身で今年度の耐震改修、それから工事費もあって、それがあるわけだけれども、ほんとにそうした対応でよかったのかという点では認識が足りなかったというようなことも含めて本会議でも答弁あったんですけど、もう一度この辺、御答弁願いたいなというふうに思うんですよ。

○教育庶務課長

今の件につきましては、昨年のこの実施設計の中で知った段階で、もうちょっと担当課として配慮すべきであったというふうに反省をしております。まことに申しわけありません。

○佐藤委員

これは教育委員会所管ということがありますがけれども、本多市長、委員会では、あの場で初めて知ったということでありましたけれども、予算計上や予算査定があったわけですね、ほんとにこういう点ではどうだったのかなど。初めて知ったということでもありますけれども、そういう点では、教育委員会といえども実際に市の方がお金を出していくわけだから、そこら辺の目くばせが若干というよりも、なかったかなという点がひとつ答弁願いたいと。

それと、もう一つは、今はやっぱりいろんな意味で情報公開ということと説明責任ということが言われてるわけですので、今回の取り壊しの耐震だからという部分ばかりではなくて、情報公開と説明責任を進めるという観点から見ると、大いに問題があったなというふうに思ってますけれども、その辺を含めて市長の見解をひとつお聞かせください。

○高笠原委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

---

午後0時59分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○本多市長

東小学校の件でありますけれども、本会議でも申し上げましたし、私が予算査定をする段に各担当課から部長も含めていろんな説明を受けるわけでもありますけれども、とりわけ耐震だとか建築に関しましては、私もその道のプロではありませんけれども、一定の説明は受けますけれども、なかなかこちらからこれは何だ、これは何だといってすべてになかなか質問ができない、私の能力からしてね、そういう分もありますけれども、しかし、今回の一件につきましては、判明した以上はいち早く知らせて、今、質問者おっしゃいますように、市民に説明責任を果たすということは大事なことだというふうに思っておりますので、特にこういう時期でありますので、そういうことには細心の注意を払ってこれから説明責任も含めて果たしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

また後でお聞きしますが、まず最初に、結果として今回のことで四つの教室がなくなると。現在、その四つの教室がなくなることの間仕切り等含めて確保はするというものの、四つの教室がなくなるという点は、やっぱり重大なことだなというふうに思うんです。

まずお聞きしたいんですけども、基本的なことですけども、この36年前、昭和46年から工事を施行し、昭和47年に完成するということですけども、全体としては増築した部分についてのコンクリート強度は13.5以上かな。今回この部分が13.2だったということですけども、先ほど建築基準法の施行令の中では12.0以上であればオーケーと、そんなことで業者に対して重大な瑕疵はないのではな

いかという答弁を先ほどされました。

しかし、この当時の約款の中で、もうないとはいうものの、コンクリート強度だってそれぞれ工事をやるに当たってね、どのぐらいの強度にするかということ協議をされたり、それが実際に施行の中で約束が守られてるかという点も検査を初めとして行政側の責に期するところが多いというふうに思うんですよ。

それで、この4教室を見ると、2階の西側部分だけが強度が足りなかったということでもありますけども、全体としては13.5以上の強度を出すための工事だったのかどうかと、この点はどうか。

○教育庶務課長

当時の設計のときのコンクリート強度がいかほどであったかというのが記録ではありませんので、ただ、当時の建築基準法もありますので、それで実施設計がされ、工事のそれぞれの段階で確認行為がされたというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

当時の建築基準法の中で工事がやられたということですけども、記録がないということですけど、そうすると、先ほど言った当時の基準法というのは、教育庶務課長が言われた施行令の12.0という中身と同じだというふうに理解してよろしいですか。

○教育庶務課長

12.0これにつきましては、現行の建築基準法の施行令ですので、当時の施行令については把握しておりません。

ただ、それを今12.0ですので、それ以上ということは通常考えられないかと思えます。

以上です。

○佐藤委員

もう一度繰り返してすみませんけれども、全体としては13.5、今回の耐震補強に耐えられるコンクリートの強度のレベルがあったと。

ところが、2階の一部ね、そこが耐えることができないということを見るとね、推計すると、

当時も記録はないというものの13.5を目指した工事ではなかったかなというふうに推計できるんですけども、その辺はどうですかね。

例えば、ここの校舎についてもね、一部だけしかそれが出てないと。しかし、反対側のところ、それから4階部分については13.5をクリアしてるわけだね。その全体の流れからいくと、さっき言ったコンクリートは水じゃないかと、水分が多かったんじゃないかというようなミスだということ言うのであるとするならば、少なくとも13.2の工事を目指したということではなくて、13.5以上を目指した工事ではなかったかなというふうに考えられるので、その辺の認識はどうですか。

○教育庶務課長

正確に物が言えないんですが、御質問者がおっしゃるように、この13.5というのも現行の基準なんですけども、当然それ以上で全体設計がされておったかというふうに推測はされます。

以上です。

○佐藤委員

記録がないので何とも白黒というわけにはまいらんけれども、全体の流れ、この状況を見ると13.5以上であろうというふうに推計がされるわけです。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、耐震診断は耐震補強の4カ年計画が出た段階があって、そういうプロセスの中で耐震診断がやられましたけれども、今回のこの強度不足という問題が出てきたのは、その段階なのか、それとも、実施設計を松浦建築事務所がやるという段階で強度不足が出てきたのか、その辺はどうでしょうか。

どんな形で、たとえば地質調査みたいにボーリングしてですね、そこのところの取って分析をしてどうのこうのというように、壁にボーリングをするのか何にするのか、そんなことをやって明らかになったのか、その辺はどうでしょう。

○教育庶務課長

過去耐震補強工事をしてきまして、今回が最後になるわけですが、過去の状況を見ますと、通常耐震診断が全体にやられまして、そのときもコン

クリート強度試験はやっておりますが、それは試験箇所が少ない形でやられております。詳細な点は、私、専門的なことはわかりません。

今回実施設計に当たりまして、松浦建築事務所の方が耐震補強の実施設計の評定を得るために一定の数をコア抜き、コンクリートの現場でコア抜きした中で、これは昭和42年、昭和45年、昭和47年建設をすべてにおいてコア抜きした結果、昨年の8月ごろ判明したものであります。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、実際には耐震診断の中で一定のコンクリート強度は調べるけれども、それは箇所数が少ないということかな。具体的にわかったのは、松浦設計事務所が評点を得るために調べてみたら、そこの部分に強度が足りないものが出てきたと、こういう経過ですね。

それで、先ほどコンクリート強度が足りない中で、3回ほどコンクリートを何かやられたということですね、13.2を上げるために何か3回ほどやられたって、これは何をやられたんですか。

○教育庶務課長

これは先ほどのコンクリート強度をコア抜きするために13.5がクリアできないのかなというまじはその思いがありましたので、3回場所を変えながら、西端について3回やった結果、やっぱり2階については出なかったということです。

○佐藤委員

わかりました。1カ所だけじゃなくて、その1カ所のみならずともかくとして、この2階部分の西側についてはそこばかりではなくて、ほかのところもやってみたら、やっぱり出なかったということですね。そんなことがあって、県の評定を得られないと。ということは補助金交付がないということと断念を、要するにそこを補強できないという判断で壊すというふうになったわけですね。

それで私、先ほどの課長の答弁がですね、13.5以上だと推計できると。記録がないということではありますけれども、この実際には完了検査をしてオーケーというふうになったと。その完了検

査の前にそういうことを抜き打ち検査やその他で調べられたりはしたんでしょうか。

今、新しい建物がいろいろ建てられたりする場合に、教育ばかりじゃなくてほかもあるわけだね、実際にはどんな形で工事が業者によって施工されて、こちらの検査、完了検査だけで済んだのか、その前に、そうした一つ一つに対して進行ぐあい、きちっとこの約定が守られているか、その辺はどのような形でやられているのか、現状もあわせてお知らせください。

○教育庶務課長

コンクリートの強度試験につきましては、現在は多分その当時もそうであったと推測はしますが、コンクリートを打設する段階で必ずコンクリートを抜き打ちをしまして、一定の量を取りましてコンクリートの強度試験をしております。

以上です。

○佐藤委員

現状もコンクリートを打つ場合、検査やっていると。たまたまここについては検査やったけど見つからなかったと、こういうことですかね。中身で見ると。

しかしながら、結果として昭和42年、昭和47年以前のものがオーケーだったもかかわらず、ここが不十分と。地震という問題が出てこなければね、このままわからずに補強することなく使っておたということも想定されるわけだね。

そう思うと、ほんとに結果的に行政側が説明責任の問題も一つありますけれども、市民の税金で建てたものに対する今回の取り壊し、その点で当時の担当者、いろいろあるかと思うんだけど、その人たちはともかくとして、今日おられる皆さんに結果的な責任というかね、そういうものも問われるんじゃないかなというふうに思うんですけども、この辺の認識は担当の教育委員会の部長、教育長どうですか。

○石原教育長

今回の知立東小学校の西の端の部分であります。当時、本会議でもお話ししたけども、私そのときに東小学校におりましたので、ちょうど東と西

と4階の部分と職員室の前のあたりでたしか工事をやったと思います。

それで、これを教育庶務課長、あるいは係長の方から聞いたときに、どうして西だけがだめなんだと。東も一緒にやったじゃないかと。また、4階も職員室の前のところをやつとるのに、どうしてそこだけがだめなんだということが、当然疑問になってくるわけでありまして。コンクリートのことはよくわかりませんので。

きょうの報告書、前にも聞きましたけども、コンクリートの品質のばらつきがあったということで、そこへ流し込むときに何かがあったのではないかとこのころには推測できるわけでありまして、そうしたところを私たちがその中で授業をやっていたわけでありまして。しかし、その部分も、確かに今、強度が足りない。それから、今の本校舎、昭和42年に建てられたところも今では強度が足りないということでありまして。

しかしながら、基準というのが私も十分に理解してないわけでありまして、基準どおりにつくられていたのかいなかったのかということが十分な判断が今、聞いていても説明を受けたわけですが、十分に私の中にすんと落ちるものがないような状況でありまして、こうしたことが今回判明したことをまことに遺憾であると、そんなふうに思っております。

○佐藤委員

それでね、もう一度担当の側の説明責任を含めて聞きたいと思うんですね。

それで、この実施設計の評点を得るために松浦設計事務所がコア抜けというのは表面のコンクリートを抜くのかな。ちょっとそこも説明してもらいたんですけど、3回ほどやってどうしてもだめだったと。これがわかったのが今年の8月段階ということですよ。

それから今日のわかって、10月以降の予算査定その他を含めてこれは壊す、それから壊した上で耐震補強する、そういう対策が練られてきたわけですが、本当にこの段階でもっと早く情報が私どものもとにも知らされておるといことが

その時点で大切なことかなというふうに思うんですね。

この辺と、それから先ほど市長が、私は本会議の中で初めて知ったと。先ほど一定の質問を受ける中でやって、そういう細かいとこまで私は承知してなかったし、これから説明責任大切にしていきたいというふうになったんですけど、ほんとに担当の側がね、そうやってしっかりと上に上げることなく過ごしてきてですね、最終的には市長が知らなかったと、こういう事態はほんとに大問題だと思うんですけどね、この辺の認識ももう一度お聞きしたいなというふうに思います。

○石原教育長

その取り壊しの部分のことについて、いつ知ったかというのは今、記憶にはたしかないわけでありまして。昨年度であります。

そのときに、やはり耐震工事の一つとして思っていたわけでありまして、そこは耐震工事ではなくて、建物取り壊しということでありまして、そのことについて副市長の方にどう対応すればいいかということについて相談すべきであったのではないかと今、思っております。

以上であります。

○本多市長

とりわけこういう建設、あるいは工事関係につきましても、今後は自分自身がきちっと把握できるような勉強、努力もさせていただいてという気持ちでありますので、今の認識と申しますとそういうこととなりますので、よろしく願いをいたします。

○佐藤委員

四つ教室をなくして、新たに間仕切り等で四つ確保したということですが、本来あるべき教室がなくなってしまおうと。今後の昭和地区の子供たちの増加の推移やその辺はわかりませんが、この団地の中にブラジル人の子供たちやそういうのもある意味でいけば、一方で高齢化が進行しつつ子供たちもふえてるような状況も見るとね、今回の教室というのは失うということは大変痛手だったじゃなかったかなと。これがあればで

すね、新たに子供たちがふえてきたときに、そうした間仕切りで対応できたところ、今後もふえたということがあった場合には、新たに増築をせないかんという問題につながるんですけども、今後のそうした見込みをお知らせ願いたいことと、取り壊しというね、従来は耐震補強のみだったわけだけでも、取り壊しということで、どのぐらいの費用がかかるのか、その辺もお知らせください。

○教育庶務課長

教室につきましては、昨年4教室、4教室というか、西の端の四つの部分がなくなるわけですが、実質普通教室として使っておりましたのが2クラスです。あとは1階がプレイルーム、2階、3階が普通教室、それから4階が特別教室という格好で使っておりました。

今回これが取り壊しによりまして不足するのではないかというお話があったかと思うんですが、これにつきましては、さきの本会議で部長が答弁しましたように、2階、3階の特別活動室が、今間仕切りのないオープンスペースになっております。これを普通教室に転用、改修することで普通教室の不足は防げるという形をとっております。

それから、4階の特別教室につきましては、普通教室の大きさになりますが、現在ある特別教室、全部で三つ4階にあります、これは準備室を入れて同じように少し小さくなりますが、確保できる形で今回耐震工事にあわせて改修はさせていただきます。

それから、今後の見込みにつきましては、これは、ことしの5月1日現在の学区の人口推計を見ます限り、今後5年の予測といたしましては、1クラス普通教室が1クラスぐらいの増になるかなという推計はいたしております。

ただ、今現在、日本語教室ですとか、少人数学級の部屋が普通教室の大きさで確保されておりますので、そんな中で、学校と協議しながら今後についても対応が可能かなというふうに考えております。

○佐藤委員

今後5年ぐらいのスパンで見たときには、1クラスぐらいふえるかもしれないけれども、今あるこの教室その他で対応が可能だと。だからオーケーということにはならなくて、やっぱり四つなくなると。現行がそのまま残ればですね、もっと学校の中で有効的な活用の仕方もあるわけですので、その辺は活用できて一安心という点でね、やっぱり胸をなでおろしてもらってはいかんじゃないかというふうに思うんです。

それで、先ほど私、取り壊しの費用はどうかということをお聞きして、この辺はどうですか。

○教育庶務課長

着工ベースで約1,600万円余必要というふうに思っております。

○佐藤委員

それで、もう一つ聞きたいんですけど、一連のこうした記録もないそうした流れを見ると、これは避けられない事態だったのかどうかというこのことについての認識を一つお聞きしたい。これは避け得ない事態だったんだと。どうも話の流れの中からは避け得ない事態だったというようなニュアンスが聞こえてきておるわけで、当初これは仕方ない事態だなということで、結局のところ説明をきちんとすることもなく今日にきたわけで、これは避け得ない事態だったからしょうがないだというね、そういう認識でおられるのかどうか、その点だけ一点、お聞かせ願いたい。

それと、もう一つは、工事が実際に始まっていくわけで、現在体育館など地域の皆さんを含めて御利用されているわけで、工事が始まるということでもって住民への利用の影響がどのような形になるのかなど。この点、お知らせください。

○教育庶務課長

まず、避けられない事態ということにつきましては、今回の問題を十分認識しまして、現在コンクリートの強度試験につきましては、当然工事の完了検査前に工事管理の設計会社、それと市の監督員立ち会いのもとにコンクリートの強度試験を現在も行っておりますので、そういうことをより意識して行っていきたいというふうに思っております。

す。

住民への影響につきましては、取り壊しの場所がおかげさまで西の端になりますので、まだ議決後、業者と正式な打ち合わせはしていきたいと思いますが、学校にも住民の方にも大きな影響にならないように前の外周道路の運動場、配付資料の図面で見ますと、一番最初のこの配置図を見ていただきますと、この外周道路のちょうど取り壊しの校舎があります、すぐ前、下の方に体育器具庫が配付の図面の一番最初になりますが、体育器具庫が取り壊しの校舎の前にあります。グラウンドの左端になります。この横というか、ここをフェンスを一時工事にあげまして、ここから工事車両の出入りをして運動場に対しては最小限の仮囲いをしながら、それから取り壊しのところは三方を仮囲いしながら周辺住民に迷惑のならないように考えております。

ただ、詳細につきましては、まだこれから議決後に業者の方と安全対策も含めて協議していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

ということは、最小限のグラウンドが工事に関しては最小限のところしか使用しないように基本的に住民の皆さんの御利用やそういうことは大きく影響しないと、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。その点。

それと、もう一点だけ、先ほど課長が答弁しましたけども、私は、この一連の流れの中から、行政当局は避けられない事態だったのかと、こういうニュアンス、流れのような受けとめ方をされてはいかんというふうに思うんです。この点で、教育長にもう一度、今日の事態は説明責任は避けれる事態だったけど、避けられない事態だったのかどうか、この辺の認識だけひとつ、最後にお聞きします。

○石原教育長

避けられない事態であったかということでもありますけども、工事がどういうふうに進められていくかということについて、十分な認識を持っていな

いわけでありまして、一般的に考えれば工事をやっていくときに、必ずだれか検査をしながら最終的にはそのとおりにできたかということでやっているわけでありまして、そこの中で何があったかと、その辺のところは十分理解できないわけでありまして。

それから、ほんとに避けられなかったのか、何かあればそれを避けられたのか、そういうことが自分では判断はつきません。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第46号 工事請負契約の締結について(校舎耐震補強・校舎改修工事)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号 工事請負契約の締結について(校舎増築(建築)工事)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回6教室ということでありましてけれども、なぜ6教室なのかなという初歩的なことと、今後、子供たちのふえていく見通しの中で、この6教室が妥当なのかどうかということと、来年度愛知県も、これは小学校でありますけれども、少人数学級、中学1年でもやるということが何かニュースで報道されてましたけども、さらに今後の流れとして、少人数学級の拡大、そういうことも考えら

れるではないかと、そんなことをみたときに、この6教室の位置づけがどうなのかなという点。

それから、もう一つは、この工事が終わって来年度、放課後子ども教室ということを実施するというで言われてますけど、どの辺のところの教室を予定して実施をされるのかなと、この2点だけ。

○教育庶務課長

6教室の件につきましては、昨年の段階では普通教室が18、特別支援学級が2、20教室でありました。昨年度検討の中で、将来推計、これも学区の人口推計をもとにしまして5年後はどの程度かということも加味させていただいた中で、普通教室につきましては、自然増の中では19、1クラス増、これはことしの5月1日現在で19になっておりますが、5年後についても同様な横ばいというふうに推計が出ております。それから、特別支援も同様ということで2で、今お話のありました少人数につきましましては、現在、来迎寺小学校が大変不足しておりますので、将来推計5年を考えた中で4教室、放課後子ども教室、これにつきましては、どこの場所、今回の増築とは必ずしもまだ限定は昨年の段階ではしておりませんでした、1教室分ということで、あわせて26ということで、昨年の検討段階では20から26ということで6教室の増築ということで至りました。

放課後子ども教室の場所をどこにもってくるかにつきましては、まだ学校の方を確認しておりません。数としては増築の中に含んでおります。

以上です。

○佐藤委員

20教室が26になると。少人数教室が4教室と放課後子ども教室が1であると。19という5年後、現在18が19になったと。十分対応できるということの中身という判断と。少人数の教室が4教室というのは、現行の枠組の中での考え方ですか。将来さらに学年が上に上がってということも見込んだ考え方か、その辺はどうでしょう。

○教育庶務課長

この先ほどの少人数4教室という推計につつま

しては、3年生から6年生、各学年一教室ずつ少人数の指導のための部屋を確保ということでみておりますので、将来的にも対応可能かなというふうに思っております。

以上です。

○風間委員

まず、この入札執行調書の方から、若干今回の入札案件全般についてお伺いをさせていただいたんですが、この辞退と不参加、これは本会議で、るありましたのでよくわかりました。

それで、今回2億1,930万円で共和建設工業が落札をしておりますが、約94%少々の落札ですという形になっておるわけですね。

それで、まずこのフォームから申し上げますとね、落札率いつも計算せにやなんのですけど、これは明記していただくことはできんのですかね。

○総務課長

先ほどの御質問でございますが、今こちらの入札執行調書には落札率がついてございません。今、委員のおっしゃられたとおり、今後一度落札率もこちらの方に計上したいかというふうに考えております。

以上です。

○風間委員

よろしく願います。

それじゃあ計算すればわかるで、計算しろということはおわかりなんですがね、少々不親切だなと、これはずっと前から感じておりましたのでね、そのように。やっぱり情報公開の一環で入札執行調書ですべてがわかるような形にしていっていただくというのが基本であろうというふうに思うんです。

それとあと、本会議でも若干出ておりましたが、これは工事案件として事前予定価格が事前公表されてるわけですし、この前段にうたわれると、そういう案件はね、この右の上側にね、こういう形になりました。

それで、これは最低制限価格もあるわけなんです、それをもう一度幾らか教えていただきたいのと、その最低制限価格の公表というのはどうな

ておるかね、それを若干、事前公表、事後公表も含めてどうなっておるか、その状況をお聞かせいただければというふうに思います。

○総務課長

こちらの件につきましては、最低制限価格が設けておりません。入札の低入札調査基準価格というのを設けております。その基準価格につきましては、予定価格の5分の4から3分の2の範囲内ということで決定をさせていただいております。公表はさせていただいておりません。

○風間委員

私、この辺は非常に弱い部分ですので、もう一度聞きますけど、最低制限価格を設ける基準ね、これは調べておけばいいんでしょうけど、それは幾ら以上の工事からということになっておるんですかね。

○総務課長

最低制限価格というのは130万円未満のものを対象につけております。

それから今、申しあげました低入札調査基準価格につきましては、設計金額が130万円以上の工事という対象になっております。

以上でございます。

○風間委員

最低制限価格が130万円未満を対象にということですね。工事におけるね、僕の言い方が悪いのかもしれませんが、最低制限価格ね、要するに、その公示を下回る金額になると、その工事内容も粗悪になってかんばんしくないということで、それを設定することができるという法律基準がありますよね。それは130万円以上の工事、それでどういう条件になるんですか。

○総務課長

私の方の説明が足らなかったかと思います。その二つのまず差異について説明を申し上げます。

まず、最低制限価格というのは、それを今130万円未満の工事というふうに申しあげましたが、それにつきましては、その最低制限価格以下のものについては契約対象にはならない、落札業者にはならないその点と、低入札調査基準価格を130

万円以上のものを設けておりますが、その低入札調査基準価格につきましては、仮にその基準価格を下回ったとしても、こちらの担当の方と相手業者の方と調査を行いまして、その中でもって低入札基準価格を下回った業者であっても、その落札金額が間違いないということであれば、そちらの業者を落札業者にするということになっております。

です。最低制限価格というのは、あくまでもそれを下回った業者には落札業者にはならない。反対に低入札調査基準価格を設けて、それよりも下回ったところは、まだ調査の結果、落札業者ともなり得ると、その差異がございます。

以上です。

○風間委員

前46号は、どういうふうでしたかね。

○総務課長

46号議案につきましても、低入札調査基準価格の方を設けております。

以上です。

○風間委員

それも130万円ということだね。違うんですか。以上ということね。

それは細部的な制度論だね、また僕も自分で勉強しますわ。ちょっとまだわからんところあるけど、それは私の課題としてね。

それでね、要するに一番我々が注目しなければならないのは、私が今さら言う必要もないんですが、この落札率ですよ。今回、おおむね落札率は、やはり知立市の場合は90%以上と。これはあくまでも議会議決案件ですわね、1億5,000万円以上の。それ以下の工事も山ほどあるわけですよ。この議会にはあらわれない部分でね。

それで、その辺の平均データというのは前年度分で何%ぐらいだったのか把握されてますでしょうかね。

○総務課長

落札率の平均落札率を申し上げます。平成19年度は94.49%となっております。

以上です。

○風間委員

今、非常にオンブズマン等がこの問題に切り込みをしようという動きがあるわけなんですよ。

それで、その方々たちに言わせると、九十三、四%以上になると、もう完全に事前調整、談合があるというふうに断定して、そういうのを80%台、70%台にはしていこうという動きがあるのは事実なんですわね。

それで、本市としては、この数値はどのような分析をされてるのか、一度お聞かせいただければというふうに思います。

○総務課長

分析というのはすぐ即答できなくて恐縮ですが、過去の落札率を見ましてもですね、平成14年度が93.61%、平成15年度が92.92%、平成16年度が94.87%、平成17年度が94.96%、平成18年度が94.65%、平成19年度が94.49%ということでございまして、ほぼ落札率につきましては、さほど年々特に変化をしているところではないというふうに解釈しております。

以上です。

○風間委員

一般競争入札になったのはいつからでしたかね。ここ最近ですね。いつからこれが主流になってきました。工事の件で結構です。

○高笠原委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時49分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

平成17年の4月1日から条件付き一般競争入札が主流になってきたというふうになっております。

○風間委員

再三議会の方からも強い指摘があった形で、この自治法の原則論に沿った制度が導入されているということで、それはそれで評価してるんですけど、ただね、データ的に見てみましても、その前

は指名競争入札なわけですよ。それで、一般競争入札になれば、その辺が改善できるかという一般論のもとにやっても94.96%は平成17年度でしょう、導入後。平成18年が94.65%、平成19年度が94.49%、その導入前の指名競争入札時94.87%、92.2%、93.61%と、むしろ上がっちゃってますわね。それは過去でも議会で指摘した問題点があつてね、参加人数の問題とか広く機会を募る、そういうのが十分になってるのかどうなのか、あるいは事前予定価格、そういうのが1セットになっての制度機能という流れの中で、一つ一つ改善してこられているのは私も承知はしておるわけですが、ただ、端的に言ってね、今もやはりまだこれだけの平成19年度のパーセンテージで従前の制度を導入した従前よりと比較してもこの数値であるというその辺の分析はされておるのかどうなのか、一遍お聞かせください。

○総務部長

ずっと以前にも私、この問題で議員の方から御質問いただきまして御答弁したことがございますけれども、なかなか落札率が下がるということとの因果関係は難しいところがございまして、今御指摘のように、指名競争入札でやっておりましたときは、これは事後公表という形で、すなわち予定価格がわかってないんですね。こういった条件付きの一般競争入札で事前公表をしていくと。しかも最近では電子入札ということですね。一発で勝負を決していくわけでございますけれども、その中で、私的には、やはりきちっとした国と県の積算基準に基づいて市は設計図書を、もちろん実施設計は委託に任せていきますので、そこら辺もきちっとその積算に基づいてつくっていきます。

当然業者の方も、昔はなかなかそういった積算の基準になるものが小さな業者わからなくてですね、非常に市の設計額が知りたいという局面あったんですけども、最近はどうも物価本で大体同一的な設計を組んでみえますので、あとは経済動向によるその製品の、あるいは材料の高騰のかげんによって若干微動しますが、私としましては、結論で申しますと、ずっと前からの指標でまいりま

すと、ここに表には出てまいりませんが、以前もお話しました請負率というのがございます。これは市が設計した金額に対して落札したのが幾らかということですね。この請負率の関係で見ますと、私の過去のデータで、今の手元にあるデータに基づきましても92%以下で大体押さえておりますので、一番高いときで92.0幾つとかそういう年がございますが、ほとんど90%から92%の間で請負率がおりますので、したがって、昔、希望予定価格をやってはどうかといろいろの議論がありましたが、予定価格をほんとは設計額に対して99%にしとけば落札率がこれだけ下がるかというのも一発勝負の時代ですのでわかりませんので、努めて私どもとしては、できるだけ設計額に対し適正な予定価格を設定して、それでカテゴリーを市内業者も参加しながら競争性を高めて、透明で競争できるという体制でやってきたこの結果において、あまり変わりはないかというのが正直な感想でございますが、全体としては僕は従前から変わってきていない、高どまりはいってないとは認識しております。

#### ○風間委員

私もこの問題は、たまに過去からポイント、ポイントのときに申し上げたのも事実ですが、せっかく市として議会側の御意見というか、世論の流れに沿ってね、いい制度を構築したわけですから、この制度がしっかりと機能するためにどうしたらいいのか、ここをやっぱりもっと深める必要があると思うんですね。

それで、僕が今、前段でいろいろ細かい数字をお聞かせいただいたうちの一つに、業者数ね、やはりこれ自治法でも広く業者の参加機会を募るとい形の中で予定価格の事前公表、そして積算根拠、今言われたような話の中のしっかりした予定価格の事前公表、そして、競争、競合の中での的確な落札率という連動性があるわけですね。これは本会議でも、るるいろんな方が指摘されてるわけでして、そこをもう少々機能をさせるためにはどうしたらいいのかという部分をね、やっぱり検証していく必要があると思うんですよ。

それで今回は、辞退、不参加も含めて、実際やったのが7社ですね。それから、合計この5議案にわたるのが大体7社ですよ。この業者数で果たして適切な競争性が生まれるのかどうかね、そこはしっかりと分析をしていかんといかんと思うんですが、この議案に対する業者、あとで聞いていくんですが、その辺の7社でやったという今回のこの議案、総体的に工事に関する、その辺の見識と言いますかね、その辺はどう考えておられるのかということですよ。やはり自治法の広く、多く業者を参入してこういう入札効果、この機能を制度を高めるといふ、こういう考え方からすると、この辺の7社というこの業者数をどういふものかということをちょっと聞きたいなというふうに思います。

#### ○総務部長

業者の選定につきましては、原課の方になりますので、ちょっと踏み込んだ答弁になるかもしれませんがお許し願いたいと思います。

まず、今回のこの議案47号につきまして、指名でいった場合、1億円から5億円の間ということになりますので、12社ということになります。

今回7社という形で行ったわけでございますけれども、参加と辞退がございましたので、実質的には最初は9社という形かなというふうに思っております。

原課の方で、今回の条件付きの一般競争入札について、指名審の方にあがってまいりましたのは、もちろん市内業者、それから、衣浦東部の管内業者というものも考慮して、そこら辺が740点の総合評価審査点数、その社が教育部の方から試算をしているのは12社ございましたね。そして、知立建設事務所管内の本店、支店業者というのは900点以上になりますけれども、これが9社ということで、合計21社を俗に言うところ、指名できる範囲という形でやらさせていただきましたので、そして、その期間にいろいろ問い合わせのあった件数も教育の方では結構ありましたということでありますので、あとは、この建築業界を取り巻く発注の状況と手持ちの事業と主任技術者等の配置の状況

もあるかなと。

あと、今後考えられるのは、知立市が知立建設事務所管内じゃなくて岡崎市とか、豊田市とか、もう少しカテゴリーを開いていくとどうなるかということになりますけれども、それはもう少しです。ね、今回非常に大きな議案たくさん入ってますが、検証をさせていただく中で、私どもは常に競争性を高めるということでは思っておりますので、もう一度この件はながめをさせていただきたいなと思っております。

○風間委員

その辺は十分に分析してですね、よりの確な制度運営機能が高まるようにやっていただければと思うんですが、安城市の場合、相当落札率が低いという情報を聞いてるんですが、その辺は把握されて調査されたことありますか。

○総務部長

安城市の場合も、実は私の方も承知をしておりますが、西三河とか、あるいは衣浦でも調べているんですけども、ちょっと安城市だけは何かもう少し難しい言葉で言うと言にくいんですけども、ちょっと特殊要因があって、この数年落札率がちょっと低いかないというのは感じております。

しかし、その他の自治体と比して知立市が高いということはないわけでございまして、そこら辺、安城市の動向は、その地域的要因もあると思いますので、もう少し安城市の中身を一度勉強させていただきたいと思ってるんですけども、なかなか安城市もその部分明解におっしゃっていただけない部分ございまして、よろしく願いいたします。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○風間委員

今後も市当局のきょうまでの努力というのは、

私も評価しておりますので、この制度は高まるように、その都度、その都度しっかりと対応していただければというふうに思っております。

それで、この来迎寺小学校の工事に関連して、あと若干二、三点だけお願いしたいんですが、6月30日に工事説明会を予定していただいておりますが、どのような方を対象に予定しているのか。これはやはり広く関心を持っての方、学区にはたくさんおられますので、広く対象にして十分な説明を果たしていただければというふうに思っておりますが、どういう状況、予定になっておるのかお聞かせください。

○教育庶務課長

工事の説明会につきましては、今お話があった6月30日に午後7時からということで体育館で開かせていただきます。

対象者につきましては、ことし1月に、日にちは覚えておりませんが、同じ対象者を考えております。

具体的には学区の3区長、それから、コミュニティ関連の関係者の方、地元議員、町内会の方、3町内会回覧で開催についてのお知らせをして周知を図ろうというふうに考えております。

以上です。

○風間委員

もう一点、一番重要なのは、東側に校舎を増新築するという形ですから、やはり子供たちの安全対策ですね、こちらは万全を期させていただければと思うんですが、その辺の状況をお聞かせください。

○教育庶務課長

まだ議決前でありまして、具体的な業者との打ち合わせしておりませんが、今考えておる概要、こちらの概要について簡単に御説明させていただきますと思います。

お手元に配付させていただきました資料の一番最初のページの配置図になりますが、ごらんのように増築校舎は、現職員等の駐車場の南側に旧来迎寺保育園の跡地になります。ここの今の駐車場、増築校舎の前の駐車場を一応工事車両、資材置き

場等を考えております。グラウンドの東の端の方、バックネットの反対側、こちらに仮設の教職員等の駐車場を考えております。

それから、子供への安全対策といたしましては、今、北棟と南棟の真ん中に名前が書いてありませんが、ちょっと通路の真ん中に出っ張りがあります。ここが昇降口になっておりまして、すべての子供は、ここの昇降口から入ってくるようになっております。

一番問題なのは、この明治用水の前道路の横断歩道を渡ってこの昇降口に来るまでに増築の渡り部分がありますので、工事期間中につきましては、横断歩道を渡ってこの北校舎、北校舎に実は旧の昇降口があります。今これは倉庫のような状態になっておりますが、ここを開放して北棟の旧昇降口を経由して北棟と南棟の間の昇降口子供が行けるように安全対策を考えております。

以上です。

○風間委員

それで、もう一つ、工事後の話で申しわけないんですけど、予定でよろしいんですが、校舎増築工事が始まる段階から運動場の使用、ここに対するやはり安全対策も重視していかなければならないわけですね。その辺はどう考えておられますか。

○教育庶務課長

運動場の安全確保につきましては、工事の方が来年の3月半ばまでになりますので、子供たちの利用については、当然この現駐車場、それから、増築校舎、これを囲むような形で仮囲いを安全対策のために考えております。

それから、なお一般開放につきましては、特に土日の利用については安全対策をより図れるように議決いただきましたら具体的な業者の方と調整、それと校庭開放の団体とも具体的な形でよく競技を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○風間委員

先に答弁ありましたけど、最後に聞いたかったのはそこなんです。一般開放、校庭施設開放ですね、ここの部分で、やはり来迎寺はコミュニテ

ィ活動とか学区3町の事業も多いわけですし、そしてまた、スポーツ教室の一環として、市の主催するスポーツ教室ですよ、その一環として野球教室とかあるわけですね、それが来年3月まで使用停止となると、ただでさえ、私いつも私、申し上げますように、なかなか施設が少ない当市の環境の中で、また利用に対する市民の皆さんの施設利用に対する不満が爆発する可能性が高いですね。そういう強い要望も当局は把握されておりますしね、前回の説明の状況下ではね。だから、その辺はぜひともそういうときは安全確保は自分たちでしっかりと確保する中で、施設利用は認めていくという方向でやっていたかかないと、なかなか反発が大きいという形になりますので、その辺を再度確認させてください。利用できるのかということね。

○教育庶務課長

今、御質問者がおっしゃいますように、さきの事前説明会でも利用者からそういう声が出ておりました。その後につきまして、スポーツ課の方で実際の利用状況、それから今お話があったように、スポーツ教室という位置づけもありますので、前向きな形でこちらも使用については可能なような形で進めていきたいと思っております。

ただ、最終的には子供の安全対策が一番ですので、双方の形で協力しながら十分な安全確保を図りたいと思っております。

以上です。

○風間委員

利用できるという解釈でよろしいですね。そこを確認したいんですよ。前の説明会のときもね、もう利用だめだよという発想からきとるもので、それを確認せんと私は役割を發揮できないんですね。

○教育庶務課長

利用が可能なことを前提に利用者と協議したいと思っております。よろしく申し上げます。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第47号 工事請負契約の締結について(校舎増築(建築)工事)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。議案第48号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(建築)工事)の件から議案第50号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(空調設備)工事)についてまでの件、3件は関連する議案であり、一括議題とし、質疑討論を行い、その後それぞれ採決したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

議案第48号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(建築)工事)の件から議案第50号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(空調設備)工事)までの件、3件について、直ちに質疑に入ります。

議案番号をお示しの上、お願いします。

質疑はありませんか。

○馬場委員

3点ほどお聞きしたいと思います。関連でございますので、48号から50号一括ということでございますのでお尋ねいたしますけれども、まず、この入札の予定価格に対する落札率が、先ほど言いましたけれども、この三つとも非常に高いわけであ

りますね。空調設備については88.91%ということなんですが、この予定価格の落札率がわかれば、計算すればわかるんですけど、ちょっと教えていただきたい。

○教育庶務課長

まず、建築工事につきましては落札率93.48%、それから、給排水衛生設備工事につきましては97.20%、それから、空調設備工事につきましては88.92%。以上であります。

○馬場委員

風間委員からも指摘ありましたが、やっぱり落札率を明記するということは大変市民の皆さんもわかりやすいかなというふうに思いますので、お願いしたいと思えますね。

それで、お聞きしたいことは、先ほど風間委員からもお話がございましたが、新聞の報道で、中地新聞に掲載されておりましたけれども、これ西尾版ですよ。西尾市で入札状況を、オンブズ準備会というのがありまして、19日に文化会館で入札状況を公表すると。2007年度における1,000万円以上の契約についてね、こういう話がありまして、今どういったことを調査してるかと言いますと、各種の落札状況、入札状況、入札率とかね、そうしたものを調べているわけでありまして、特に風間委員からもお話がありましたように、安城市がいろいろなことがございまして、昔はやっぱり私の方の市と一緒に、近隣市も一緒でありますけれども、90何%といった落札率だったんじゃないかなというふうに思っておりますが、それが近年70%台になってきたというこのところですね、これを一つのオンブズマンは土台としまして、特に西尾市では95%以上だと、平均ですよ。

したがって、今、知立市も聞きましたら94.49%平均ということでございまして、一向に以前よりも一般競争入札、電子化もしましたけれども、全然落札率は横ばいで変わらないということで、どうしたら安城市みたいなことになるんだろうかということについては、総務部長からは動向を見て、なかなか教えてもらえんもんでというお話がございましたけれども、これはやはり相当研究

する必要があるのではないかというふうに思いますけども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

先ほど部長が答弁させていただきましたように、私もまだ勉強不足で、直接私自身が安城市の方へ出向いて、また、電話等で伺ったことございません。

今後、今、御質問者おっしゃられた安城市が70%ということでございますので、早急に私の方も足を運びまして、一度研究させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○馬場委員

やっぱり各市の状況がこれからどんどんこうやって市民にきちっと公表されていく。安城市は70%台、なぜ知立市は94%なのかというね、知立市に限らず近隣市の落札状況がこの公表されてくる。そのときに、やはり当局はきちっとお答えをしなくてはならないということだと思んですが、これはやっぱりなかなかつかめないでは済まない。やっぱり研究していく必要がある。安城市に限らず、そういったところも全国にはあるかと思しますので、ぜひとも調査をし、研究を早急にやっていただきたいなというふうに思いますね。

それから、もう一つ、私が合点がいかないなというのを教えていただきたいんですが、議決案件の方は3件このような形で給食センターの建設にかかわる入札執行状況が報道されておりますけども、公表されておりますけども、議決案件にならない例えば電気工事ですね、これはどうなのかというと、知立市もホームページ開けば出てくるわけですからホームページで取り寄せましたら、予定価格が税込みになってますけども、1億3,714万2,600円と、そして、この落札率は入札者は6社の中で4社が大体1億2,500万円から1億2,800万円ぐらいのこの4社が出しておるわけでありまして、2社に限って碧海電気とトーエネック刈谷営業者が8,000万円台と、ここで4,000万円も違うというこのようなことですね、結局、碧海

電気が落札率61.25%という形で落札率で落札をしているわけでありまして、この辺のことにについては、どんなお気持ちを持っておられるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○総務課長

ただいま御指摘のございました学校給食センター改築で電気設備工事でございます。今、委員のおっしゃられたとおり、実は、これが先ほど風間委員の方にもちょっとお答えさせていただきました低入札基準価格ですね、それを下回っております。

ということで、私どもの方で低入札価格調査会というものを開催いたしまして、これが5月16日に開催いたしまして、その後、5月16日、碧海電気、相手方の業者の方をお呼びしまして聞き取り調査を行いました。

その後、業者には退席していただいたあと、低入札価格調査会というものを開きまして、建築担当の係長の報告とか、また、工事施工管理の方で間違いなく落札者として決定していいかどうかを検討しました結果、特に問題ないという判断でもって今回は碧海電気の方が落札したというふうに決定させていただいております。

あと、その内容と言いますか、結論的には社会通念上、正常な取り引きがゆがめられるような入札ではないということと、ダンピングにはならないというふうに判断しまして、また、実績経験もあり問題ないという形でもって調査会の方を終了いたしました。

以上です。

○馬場委員

この問題は、それは知立市にとっては安い方がいいに決まっておるわけでありまして、そこから辺で、どうも4,000万円という開きの中に何かあるんじゃないかと、大丈夫なのかというものは当然、低入札価格の調査会ということできちっと調べましてやっていただけるということでありまして、これはそのぐらいの差が出てくると、素人考えていきますと材質を落とされるんじゃないかというような心配も出てくるわけでありまして

けども、これは競争入札が働いたという原因になるのかどうなのかということも含めて、これだけの差があるとちょっと心配なんです、その点については調査会で調べたということでもありますけども、自信と確信を持って言えるのかどうなのか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたい。

○総務課長

たまたま今回、低入札調査基準価格を下回った業者が2社ございました。

まず、一番最低価格であったところの碧海電気に事情聴取を行いました。私どもの方も、それがたまたま1社のみであると非常に不安も感じたところございますが、その価格を下回った業者が2社ございましたところで順番にと言いますか、低い業者の方から順番に調査を行って、最初の業者で私どもの方は間違いはないというふうに判断をいたしました。そこで決定させていただいております。

以上です。

○馬場委員

今後しっかりその辺の体質も含めて、やったはいいいけど、あとでえらいいろんな修理ができたみたいなことになっていけませんので、その辺はやっぱりしっかりとチェックをしていただきたいなということがあります。

それから、もう一点は、時代の要求としまして、環境を配慮した総合評価落札方式というのが、これはもう平成12年9月20日で国から各自治体におきましてもこうした総合評価落札方式を導入してはどうかという通達が出てきたかなというふうに思うんですね。県では100%もうやってるかと思いますが、まだまだ自治体ではなかなかできないということではありますが、総合評価落札方式というのは従来の価格のみに自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素、例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響、つまりCO<sub>2</sub>削減やら騒音対策などのそうしたものの影響などを総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価して落札者を決定する落札方式ですというような

ことで、以前に総務部長にもこの総合評価落札方式の導入についてお聞きしたことがあるわけでありまして、この辺の安城市、瀬戸市、こういうところは導入をして環境の面からも、要するに入札して価格だけで対応するんじゃないかと、そうした技術面とか、あるいは環境という問題も含めてね、総合評価するべきではないかと、そして落札者を定めるべきではないかというね、こういう方式なんですけど、一つ教えてもらいたいの、これが導入された場合、安城市には私、聞いてないんですが、業者選定でどんな影響が出てくるのかなというのがあるんですが、これは入札価格を決定する段階でのそうした側面を総合的に配慮すべきではないかということですので、そのことについて御研究をされているかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長

実は、今、馬場委員のおっしゃられていた総合入札落札方式は、今年度早速実施していきたいという形で、先日の指名審査会の方に諮らさせていただきまして、また実は、あす総合評価審査部会というものを開催する予定でございます。その部会につきましては、私を始め、建設部担当の課長に全員入っていただきまして、自分自身がまだ勉強不足で申しわけないんですけど、そこでこの総合評価方法がどういったものであるかということの説明しながら今年度中には最低でも1件は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○馬場委員

ぜひお願いをしたい。今まで難しかったのは、なかなか支援に対する、技術面も含めてね、支援がなかったんですけど、平成19年10月から公募ということで、支援を都道府県地方整備局が技術者を設置する際に都道府県が支払う旅費や日当などを国土交通省が負担するというようなことで、また市町村が総合評価方式に関する規定や関連資料を外注発注する場合は、その経費を補助すると。さらに総合評価方式の調査や実務をわかりやすく解説した市町村向けのDVDを作成して配付をす

るというようなことで、国も支援をしていただけるということになっておりますので、その点を一度早急に研究して、ぜひ支援を取り入れながらこの総合評価落札方式を早急に実施していただきたいというふうに思いますが、もう一度、決意をお聞かせいただきまして質問を終わります。

○総務課長

早速取り組んでいくというふうに考えておりますので、私どもの方もいろいろと他市の方でもまだ進んでないところも聞いておりますが、やっておるところを参考にしながらですね、ぜひ今年度、先ほど申しあげましたように、最低1件はやっていきたいというふうに考えております。

○杉原委員

それでは、関連事項になります第48号から50号の中で、風間委員も馬場委員の方からもお話がありました入札価格に関して、まず一点お聞きをしたいんですけど、この入札価格ということに関しては、まずどなたが決められてですね、どんなふうな計算方式をされておられるのかということをお聞きをまずちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○教育庶務課長

予定価格につきましては、決裁規定によりまして設計金額の率を掛けたものを、金額によって違っておりますが、決裁権者がそこで選定をするというふうになっております。

以上です。

○杉原委員

今、入札予定価格に関しては行政が出すものじゃないということですか。

○教育庶務課長

適当な言葉が見つからなくて申しわけありません。

市の決裁規定があります。それに基づきまして、金額によって決定権者が決まっておりますので、設計金額をもとに計算調書をこちらで提示して、その決裁権者が予定価格を入れるということで、行政が決めるという全体の中に入っておりますが、金額によって決裁権者が違っております。

以上です。

○杉原委員

初歩の質問をさせていただきまして、すみません。

というのは、予定価格ということについて考えますと、先ほどから他市の事例が出ております。80%とか70%を他市で取ってるといったようなお話がございましたけど、私自身が考えるのは、予定価格がしっかりすればその金額自体が、別に98%、95%でも構わないという形で思っているわけですね。ですので、その予定価格自体をどなたが最終的に算定されているか。

要は、そういう専門職の方が入ってその予定価格を決めておられるかどうかということが問題だと思うんですね。ですので、実際の予定価格は他市によってそれぞれ計算、一応基準はあるとは思いますが、違うんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですので、そこら辺に関して、いま一度、御答弁をいただきたいんですが。

○教育庶務課長

私の表現が適切な表現しなくて申しわけないです。

この3件につきましては、決裁規定に基づきまして市長が決定をいたしております。

以上です。

○杉原委員

決定をされる前は行政がされておられるという形でのよろしいですかね。

実を申しますと、その質問をさせていただいたのは、前の項目全部、入札の中にかかわることになります。というのが、實際上、行政の皆さん、ほかの入札をされている一般入札と指名入札があると思います。その中で、入札をされてる業者の方から私ども何件か聞き取り調査をさせていただきました。その中で、入札金額に関して原価割れをされてるといった業者も幾つか取る上で話を聞いたことが実はあるんですね。ですので、入札金額自体に関して、その業者いわく、指名を取らなければ最終的に入札の点数、基準が上がっていかないといったような話も聞いたことがあるんですね、業者の中から。ですので、そこら辺の基

準に関して、入札予定価格自体がほんとにしっかりしていれば、何度も申し上げますけども、事実上の中では、そういった問題も起きないと思うんですね。

先ほども馬場委員が言っておみえになられましたけど、安かろう、悪かろうという工事になってしまつては最終的には何も意味がないと思うんですね。先ほど議論出ましたけど、東小学校の例、あのような形になつてもいけないと思いますし。ですので、そういった工事になること事態が私自身は行政が行く行くは困るという形になるのではないかと思います。これに関して、今後考え方を行政側自身、何か検討される余地というのはありますかね、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○総務部長

なかなかデリケートなところには間違いないと思うんですけども、例えば、先ほどの馬場委員の御質問の件で申しますと、課長の方も、るる説明しましたけども、130万円超えたものに対しては、これは自治法の施行令を受けて、その価格より下回った場合でも契約ができますよという部分を受けて、そのためには低入札価格調査会を設けなさいということでやってるんですね。

それはなぜかという、乱落札、たくさんのが、もう原価割れでもいいから数をぼんぼん出していくと、これによる弊害と、それから、もう一つは、やはり品質は確保できるか、労働者の賃金等もきちっと確保したものを入れているか、それから、やはり原材料の調達、工期がきちっと遵守できるか、それと、主任技術者が常時常駐してそれを見ていけるかと、こういう部分が大事なところでありまして、そこら辺を今、御質問がありました件を十分審査しております。

しかし、委員のおっしゃっているのは、応札価格ではなくして設計額だと思うんですね。その設計額が市がほんとに市場原理あつたような設計額を設定しておるのか、あるいはそれがものすごい高いものになつていっとつたら落札率はすごく下がると思うんですね。そこら辺でいうと、先ほど複数の委員からも御指摘いただきましたけれども、

確かに僕も新聞で西尾の例でオンブズマンの方がいろいろ調べてみえるという中身は聞いておりますけれども、そこら辺がどういふ見解を出されるのかということも私もやっぱり勉強したいなと思つてはいるんですが、現時点において、工事で申しますと、ああいった形で積算しますので、通常でいうと、それに加味されるのは経済の動向による資材調達とか、働いていく方をどれだけ確保したりとか、そういった形が評価されるんですね。

だから、原価割れにぎりぎりなところでも応札されてみえたところが非常に落札率が高かつたということが調査でも現況として理解できる場所であります。私どもが出しているものは、私としては適正な設計で行つているというふうには理解しております。

○杉原委員

ということで、今、総務部長からも御答弁いただきましたけれども、そういった部分も含めて、今の設計価格、予定価格を今後も知立市も検討、他市をももちろん比べていただきまして勉強していただいて、決して今までが95%ぐらいですか、入札の今までの部分が。談合ということがあるかどうかはちょっとわかりませんが、それ以外の部分であるのかなということをお自身懸念しておりますので、それは一度、調査研究、検討していただきたいなと思います。

それと、もう一個、近隣市における調査によりますと、例で申し上げますと、一つのどこかの体育館を取りましたと、工事を半年前に。今、現状オイルが上がってますと。どんどん鉄骨の金額も上がってきてると。最終的に取った金額で知立市はやりなさいといったようなことになっておりますが、他市においては、その建築する数カ月前の実質単価が例えば下がれば下がりますが、上がれば上がったという形の設計の金額を出されてますが、知立市においては、どういった形を取られるかをお聞かせいただきたいんですけど。

○総務部長

それは多分、鉄という形で、しかもつくられるものがウエートを占めた高い施設じゃないかと思

うんですけれども、それは契約の中で、一つの担保としてやられることが可能性としてはあると思いますけれども、知立市の現状の今の施設で申しますと、その直近のものでおいて設計を組んでまいりますので、現状としては、そういったことはほとんどこの乱高下の経済になっていったら別ですけども、現状としてはそこまで至っておりません。

#### ○杉原委員

要は、今の私の申し上げたいのは、設計金額、予定価格ということに対して、今後いろいろ今、御議論、風間委員、馬場委員、佐藤委員からも出ておりますけれども、設計価格、予定価格ということに関して、知立市自身ももっと調査研究、検討をするべき課題があるのかなど。落札価格の95%が今までの平均というお話でしたけど、そのことにこだわらず、そういった形の部分もぜひとも調査研究、検討をしていただきたいと思います。最後にこの件に関して答弁を求めて終わらせていただきたいと思います。

#### ○総務部長

複数の委員からも同様な御意見であったと思いますので、私も今後十分、契約事務につきましては、アンテナを高くして、そして競争性と公明性を確保しながら、できるだけ最小の経費で最大の効果を上げて品質が確保できるように努力してまいります。

#### ○佐藤委員

教えてください。

まず、この電子入札でこれがやられたわけですけども、この前の質疑の中で、資格の届け出ということで、そして、その資格を建設業法に基づいて該当するかどうかをお知らせをすると、そうした中では、当然、資格オーケーの連絡の前には資格審査をするという流れの中で一連の入札が行われるということですけども、この給食センターは、前の耐震補強とは違って予定価格がおおよそ6億7,000万円ということで入札執行が行われましたけれども、その点で、資格の届け出という点で、地域要件、総合評点を含めて、どういう中身

でこれがあるのかと。その上で、資格の届け出ということですので、広く地域要件、総合評点にかかわって今度の給食センターは総合評点これ以上ですと、地域要件はこうこうですよというお知らせをするんだと思うんですよ。

その辺ですね、例えば、指名業者入札ということになると、登録業者という言葉がよく使われて、それぞれの業者の実績、技術力、資金力含めてそれぞれのランクがあって、それに該当するところで改めて審査をして指名するという流れだろうと思うんですけども、この電子入札で、しかもなおかつ一般競争入札と、この流れを一つ教えてほしいなというふうに思うんです。

#### ○教育庶務課長

質問者の前段の部分について、ちょっとお答えさせていただきます。

入札の参加資格要件につきましては、指名審査委員会に担当課よりお諮りをさせていただきまして決定されたものが入札の公告がされております。

建築工事につきましては、県内本社を対象に地域要件ですが、経営点数1,000点以上ということで提案いたしております。

それから、給排水空調につきましては、市内、準市内、知立管内、本支店とも750点以上ということで指名審査委員会に提案して決定をさせていただきまして入札の公告をしております。

これの根拠につきましては、近隣で最近給食センターの建てかえ等しております安城市、刈谷市をまず参考にさせていただきました。具体的に言いますと、安城市につきましては、一つの例を挙げますと、建築ですと1,300点以上で県内の本支店、刈谷市の場合は市内、準市内のみ1,000点以上、県内本支店が1,200点以上ということで、これはうちと似たような規模の状況ですが、当市におきましては、もうちょっとハードルを下げた多くの方に参加していただいた方がということで1,000点で県内本社ということで、建築の場合です、提案させていただきました。

対象業者といたしましては、先ほどの建築ですと、おおむね22社程度、給排水空調につきまして

は25社程度ということが一応今の点数で参加対象というふうに担当課としては、そういう考えの中で提案させていただきました。

以上です。

○佐藤委員

そこで基準はそういうことだと。これが県内本社と1,000点以上、安城市並にすると1,300点ですか、そうするとさらに対象業者が狭まるということもあるということで、先ほどできるだけ多くの業者ということが言われたんです。

そこで、ここの給食センターについては、辞退が2社あって、8社、この8社が資格の届け出をしたということですかね。それと、もう一点は、資格の届け出をしてもらおうということになりますと、こうした地域要件、それから、総合評点を含めて告知をせないかんわけだね。これはどんな形で、対象業者はこちらが絞って、今度、知立市は給食センターやりますよというような形で御案内するのか、インターネットか何かの中に知立市の中で案内をして、その意思に基づいて資格要件を届け出て、それを審査して入札にしたのか、その辺の流れはどういうふうでしょうか。

○総務課長

まず、入札の公告の方を行っております。

今回この給食センター改築工事につきましては、4月23日に入札の公告を行っておりますが、その公告の中身といたしましては、今、教育庶務課長が申しあげました経審点の点数、また、予定主任技術者等の届出書等もあわせて出していただくという形の内容になっております。

また、公告の方法といたしましては、ホームページの方に掲載、それから、市役所前の掲示板への掲載、市役所契約担当の総務課の前のカウンターのところ3カ所、またあとは、建通新聞というんですかね、そういったところがよくホームページ等を確認しながら載せられるようなこともございます。公告につきましては、そういう形でございます。

あと、参加の申し込み、申請が4月24日から5月1日の間にございまして、その中で、私どもの

方、担当者の方が中身を確認いたしまして、5月2日までに相手方の方にオーケーですという形での通知をいたしております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、今回の給食センターについては、県内に本社がある1,000点以上と22社程度がそれに該当するのではないかとことでありましたが、ホームページ、掲示板、市カウンターと3カ所で入札の公告をかけたわけだけども、実際には9社が資格審査を求めてきたと。

ところが結果、2社が辞退をしたと、こういう中での入札になったわけですね。こうした点で、一般競争入札ということで、もちろん相手のある話ですけれども、金額的にはかなり6億7,000万円という形で予定価格で大きな金額だということを考えてときに、そうしたやり方をしたならば、もっと多くの、もちろんそれぞれの業者には抱えている工事や該当要件いろいろあるからね、そう単純な話ではないですけども、私たちが一般競争入札ということをもったときに期待するのは、より多くの業者が参加していただいて、そこにいろいろあるけど競争原理が働いて、より落札価格が結果として下がるようなものも期待してるし、また、そういう一般競争入札に切りかえてきた中身はそこにあつたかというふうに思うんですけども実際には業者数が思ったよりは少ないじゃないかなという認識を私自身なんかこれを見て思うんですけども、その辺は総務部長、今回の所管は教育部ではありますが、全体のそういうものを統括している総務部長としては、どんな認識をお持ちか、ちょっとそこのところをお知らせください。

○総務部長

私もですね、これ大きな工事ですので、県内本店という形でカテゴリーを広げて、今、課長が申しましたように、専門誌の建通新聞もこちらの方から出してくださいよというアクションを起こして出してくれました。

通常、業界は、この新聞はきちっと見られて、

そして、その自治体のホームページに入ってみて  
て公告状況を確認されます。そうしますと、そこ  
の発注元に対して電話なり、あるいはみえてお話  
をされます。

そういった中で、教育の方にどこまで業者がみ  
えたかというのは、ちょっと私、存じておりませ  
んが、ただ、私としては、この参加された業者を  
見てみますと、知立市の今まで行っている工事の  
業者ではなくて、できるだけ広いカテゴリーの業  
者がこの入札に参加してみえる。つまり、業界で  
いうとランクの高い業者の方が入ってきてみえま  
すので、あながち業者の方は知られなかったとい  
うことはないと思うんですね。

結果としてこういう状況になりまして、  
93.48%という落札率でしたけども、難しくてで  
すね、ほんとに国レベルまでいってゼネコンまで  
巻き込んでということもありますし、私としては、  
今回この6億2,600万円に大きな金額ですので、  
少なくとも県内の本店であれば、しかも愛知県た  
くさんありますので、いけるという判断で、業者  
の点数も高い方はたくさんみえますので、結果と  
してこういうふうになったということで御理解い  
ただきたいと思います。

#### ○佐藤委員

いろいろありますけど、結果としてこういうふ  
うだと。

ただ、私自身は、一般競争入札ということが、  
より市内、準市内という範囲の工事ではないわけ  
ですので、もう少し多くの業者が参加してくれる  
ともっとよかったかなという印象を持ってるもの  
で、あえてこここのところに聞きました。

それで、落札率、設計金額、予定価格いろいろ  
議論があるわけですけれども、すぐにといいこと  
にはならないにしても、やっぱり公契約というこ  
とは、この間、議会の中でいろいろ出てきて、そ  
の場合にその工事をやる上での裏づけ、それから、  
そこで働く人たちの労働条件をしっかりと見ないと、  
ただ単純に工事の内容も含めて、安ければいいと  
いうことではなくて、やっぱり適正なものは何か  
ということの模索がそういうことも含めて、これ

からの一つの課題だなというふうに思ってます。  
それは感想だけです。

それで、もう一つだけお聞きしたいんですけど  
も、今回の給食センターでは、アレルギー疾患の  
子供たちがふえてるということから、除去食とい  
うものが保育園レベルの自園方式でやられてると。  
ところが、学校給食、とりわけセンター方式にな  
ると、なかなかそこは困難さが伴うということ  
でありますけども、教育委員会の方は、今回センタ  
ーの中にそういう専門の除去室というのは、ちょ  
っと正式名称はわかりませんが、こういうもの  
をつくられて、そこに一步踏み出すということ  
をやられるわけで、ところが、一般質問の中で、  
来年の9月オープンであります。そして、そのオ  
ープン段階では除去食という形には至らなくて、  
平成22年の4月1日以降という形になりました。

しかし、私は、例えば、そういう調理をして複  
数の食材を使いあわせてやるようなものは、なか  
なか困難性があるかなというふうに思うんですけ  
ども、単品の牛乳だとかそういうものであるなら  
ば、オープンにあわせて可能ではないかなという  
気がするんですよ。その辺の考え方をひとつお  
願いしたいと。

同時に、この図面を見て、除去室に当たるのは  
どこなのかなということを見てもわからないもの  
ですから、ひとつ教えていただきたいと、そうい  
うことです。

#### ○教育庶務課長

図面、資料の説明でさせていただきます。

ページ数が打ってありませんが、1階の平面図、  
A3横長のもの、こちらの方、A3にしておりま  
すけど、細かいで申しわけないですが、今、質問  
者がおっしゃったアレルギー対応の場所についま  
しては、正面玄関がこの配置図の真ん中より少し  
右側に風除室という表示があります。ここ玄関入  
っていただきますと玄関ホールという表示がある  
と思います。これを左の方にちょっと目を移して  
いただきますと、階段がありまして、その隣の調  
整室という表示があります。これ、名前についま  
しては設計当時、将来のアレルギー対応というこ

とでこの名称がベターなのかいろいろ議論があると思いますが、ここに位置づけをさせていただいております。

それから、もう一点、牛乳の問題につきましては、今、県内で一、二だったと思います。豆乳で代替を出しておるところとお茶パックで出しているところが一、二あるやと記憶しております。

ただ、この実施につきましては、豆乳代替がほんとにいいのか、逆に豆乳がいいのか、お茶につきましては、ペットボトル持って来てくる子供たちもいますので、何がほんとに仮に代替をするにしても何がいいのかは管理栄養士とよく協議しながらというふうに考えております。

ただ、実施時期につきましては、今の段階では同じ平成22年4月というふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

牛乳を豆乳やお茶というところもあるわけですが、栄養士と相談をするということですけど、これは食材をまぜたり組み合わせてつくるものとは違う単品のもので、人数が限定されて、また牛乳アレルギーの子供が特定されておれば、素人考えですので、手間ひまがかかってできないという問題ではないし、また、来年の9月オープンまでは1年と3カ月近くあるわけで、その間にアレルギーを持つ親御さんや子供の御意見、また、栄養士の御意見の中で、十分な時間があるわけですので、取り組めるのじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

単品で出るものというのは、例えばパンだってその中に小麦だけでつくられてるのかね、卵が入っておったりといろいろあるかもしれんけど、牛乳はほんとに単品という中身でありますので、この辺は、除去食を平成22年4月1日からということでもありますけども、これは少なくともオープンにあわせて前倒しをして取り組むべきような中身ではないかなというふうに思うんですよ。担当課長は、そういうふうに言われましたけど、これを実施するに当たっての困難さというのはどういうところにあるんでしょうか。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩いたします。

午後3時11分休憩

---

午後3時21分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

牛乳ぐらいはですね、まだ1年3カ月余時間があると、いろいろ時間的な余裕がないわけではないということですので、これは少なくとも、その半年先の4月1日というのではなくて、オープンに合わせて少なくとも牛乳についてはやると、検討していくと。問題を一つ一つクリアすればいい話だけなもので、これは。ぜひ前向きな答弁をここでお願いしたいと。部長、どうでしょうか。

○教育部長

ちょっと時間をいただいて相談させていただきましても、やはり栄養士とかいろいろ検討してみたいということですので、平成22年4月からアレルギーの除去食実施というようなことを考えておりますけれども、もう一度、代替品につきましては、内部で検討させていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員

今の部長は、来年の平成22年4月1日と検討はするということは言われたんですけども、牛乳にかわるものについては、いつからやるという答弁は検討するというたけど、言われなかったんだよね。栄養士も含めて検討するということですけども、1年3カ月あれば栄養士、保護者の方、子供たち、学級担任含めて話し合いができる時間は十分あるわけで、やる方向で検討するというぐらいの答弁はしてほしいなというふうに思うんですよ。これは来月からやれという話だったらね、ちょっとということかもしれんけども、1年3カ月もある話でね、できませんと、検討しますというレベルの答弁ではなくて、やる方向で少なくとも検討しますという答弁をしてほしいというふうに思います。

○教育部長

平成22年4月にやる方向になっておりますけども、こういうことで内部調整しておりますので、やはりもう一度持ち帰りまして、検討させていただくということしか今、言えないでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

全体にわたる除去食は、平成22年4月ということかもしれないけども、牛乳については、その方向で検討してもらおうというような必要じゃないですか。対象者は今現在つかんでいるところで、どのぐらいおられるんですか。

○教育庶務課長

本年度の対象者につきましては、小中合わせて、今18であります。

○佐藤委員

小中合わせて18人ということであれば、もちろん何にするかということはいろいろ議論のあるところで、一番ふさわしいものにしてもらえば、そえぞれにふさわしいものにしてもらえばいいわけですけども、18人の牛乳を豆乳にするのか、お茶にするのかね、ジュースにするのか、そのほかあるかもしれないけども、これを1年3カ月たたないとやれないということにはならんでしょう、18人なら。ちゃんとコミュニケーションとれば来月からでもできないわけじゃないと、18人分なら。だってそれを調理して何か加工せないかんという話じゃなくて、市販されてるものをね、別の市販されるものに置きかえるだけの話なんですよ。そのところの個々の子供たちに渡す間違いがあっちゃいかんわけだね、それはあるかもしれないけども、18人でこれなら栄養士と保護者、それから子供、学級担任ぐらいの範囲ならですね、しっかりやれば来年のオープンに合わせてできるじゃないですか。私はそう思いますけどね。どうでしょうか。検討すると、やる方向で検討しますということしか言えないというそういうレベルの対象者人数ではないんじゃないですか。

いずれにしてもやるんだから、これを前倒しにして18名ならやれるじゃないですか。どうでしょうか、その辺、検討しますというわけでは、ちょ

っと心もとないじゃないですか。

○教育部長

私もアレルギーに関しましては、医師の指示書が要るとかいろいろ言われておりますので、そこら辺の検討も含めて、委員、それから、18名の方も代替品が早くほしいという気持ちはわかりますけれども、そのようなことをこの委員会でもあったということで、再度持ち帰って検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○佐藤委員

そうすると、9月オープンに合わせてそういう意見もあったので検討したいと、こういうことですので、その検討の中身については、9月1日実施を含めて検討すると、こういう部長の答弁だと理解してよろしいでしょうか。

○教育部長

平成22年4月からやっていくというような打ち合わせでございましたので、今回こういうような御要望があったということを持ち帰りまして、検討させていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員

同じことの繰り返しで大変恐縮です。

ただ、部長ですね、4月1日にやるということで進んでると。一たんこれ決まったからね、ここで内部の調整の中で決まったから前倒しの9月1日、9月のオープンにはできませんよと、検討はさせてもらいますよという話なんだわ。ここがなぜできないのか、その理由だけ述べてください。栄養士との話し合いという時間的なスパンはあるわけなもので、できない理由が4月1日に延伸しないかん理由がね、全然わからないんだわ、私。できない理由はなんでしょうか。

○教育部長

この一般質問で除去食の実施について出ましたので、内部的に打ち合わせました。その結果、先ほどのように平成22年4月よりというふうな結論を出しましたので、このような御要望があったということで再度検討させていただくしかない。

命令でやれというよりも、やはり栄養士、それから、医師の指示事項と栄養士、そこら辺をちょっと時間的に詰めて一遍検討してみたいということでございますので、ここでオープン時からやれますというふうに私も言えませんが、できないという理由がこれだというようなことはないわけですが、ただ、本会議で申しましたように、オープンしたらすぐ安定供給できるかと言いますと、いろいろ安定供給までには数カ月かかるというようなことを聞いておりますので、そこら辺もありますので、一遍持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

できない理由はないと教育部長はおっしゃいました。

それで、じゃあ検討したというならば、そうしたいろいろ食材もあればね、いろいろあるわけですよ。そうすると、牛乳については、どんな検討をされたんですか。一律十分検討がなされないままに個別の問題は十分検討しなくて、全体として検討して、やっぱりなかなか困難だから4月というふうになったのか、その辺どうですか。

○教育部長

これにつきましては、除去食全般についてと、それから今、牛乳の代替品について、これにつきましても検討させていただきましたけれども、牛乳の代替品をどうするかというようなこともですね、ジュースだとか、豆乳だとか、お茶だとか。お茶だともう持って来るとよというようなこともございますので、一遍ここをもう一度持ち帰って、平成21年9月のオープンに間に合うかどうか、内部で詰めさせていただきたいと。

したがって、今の現在は、平成22年4月のときに全部できるものから除去食やっていきたいという考えでございますけれども、ここでそういう御提案がございますので、牛乳の代替品につきましては持ち帰って、もう一度、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それでは、持ち帰って検討するわけですが、どういうメンバーで検討されるわけですか。検討した結果、次の議会を待たずしてやる方向が出るのか、やっぱりだめだったという結論を得るのか、その辺の見通しだけ明らかにしてください。

○教育部長

先ほど申しましたように、医師の指示書をいただくというようなことで、学校にも連絡をさせてもらおうと。それから、栄養士が、その医師の指示書によりどういう代替品がいいのかというような検討、それから、その代替品はどういうものがあるのかというようなことを詰めていかなければいけませんので、若干すぐできない。若干時間をいただいで結論が出ると思いますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで議案第48号から議案50号までの質疑を終わります。

次に、議案第48号から議案第50号までの件、3件について討論に入ります。

議案番号をお示し上、お願いします。

まず反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第48号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(建築)工事)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号について、挙手により採決します。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第49号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(給排水衛生設備)工事)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号について、挙手により採決します。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第50号 工事請負契約の締結について(学校給食センター改築(空調設備)工事)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。議案第51号 財産の取得について(連続揚げ物機、連続焼き物・蒸し物機、真空冷却機)の件から議案第54号 財産の取得について(消毒保管庫)までの件、4件は関連する議案であり、一括議題とし、質疑討論を行い、その後それぞれ採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

議案第51号 財産の取得について(連続揚げ物機、連続焼き物・蒸し物機、真空冷却機)の件から議案第54号 財産の取得について(消毒保管庫)までの件、4件について、直ちに質疑に入ります。

議案番号をお示しの上、お願いします。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案番号は51、53、54に関して総括的にお願いします。

まず、本会議では、るる議論をされました。きょうもその資料が出るわけです。それで、この

資料を見てみますと、議案51号の財産の取得ということでメーカー指定を今回行ったということであります。それで、定価に対してですけれども、中西が37%、三浦が37.9%、両方合わすと75%という定価に対する大きな比重を占めてると。さらに洗浄システムは85.88%、そして消毒庫保管に至っては77.63%ということなんです。そのことを見たときに、例えば、指名競争入札という形はとられたものの、このほかの業者が取ったとして自分のところで製造してる、もしくは取り扱ってる部切りを最大限やったとしても、この指定メーカーの割合がこれだけ高い中では、結果としてこの業者に落ちざるを得ないというふうには思うんですよね。

ですから、形は指名競争入札ということをやっておるものの、内容は中西先にありきというふうにしてこの一連の結果から見て言われても、これしょうがない中身だなというふうには私を感じているところなんですけれども、そのようには思うんです。

まず最初に、総務部長は、これが問題にならなかったかという高橋質問に対して、指名審でいろいろ議論してオーケーだったと。そして、結果にびっくりと言ってるわけですが、よくよくここをこの資料が指名審のときも当然あったということは予想されるし、また、なきやおかしな話で、この割合から見たときに、入札という競争入札が成立しないという前提のもとで形式を整えたなという感じを私はしてしょうがないんですよね。結果にびっくりしたということでは、ちょっと済まないじゃないかなというふうには思うんですけど、この点いかがですかね。

まず一つは、四つのグループ分けを聞いたと。先進地の調査、刈谷市、碧南市とメーカー指定をしなければいけないのかと、その意見も聞いたと。メーカー指定で競争原理が働くのかということで、メーカー指定と162条の1項でいろいろ検討したと。委員会では指名審では十分な競争が確保できるということですね、これでオーケーというお墨つきを与えて今回の入札が行われたんですよね。

しかし、きょうの資料を見る限りでは、この定

価に対してね、定価というのはあくまで定価、入札ですから部切りがそういうことをやって競争するわけですけども、少なくとも75%とか、85%とか、70何%という指定メーカーの割合を見たときに、競争が事前に成立せえへんということがわかっていったんじゃないか。どんな議論をほんとにされたのかなということと思うんですけども、総務部長、いかがですか、今回の結果。びっくりしただけでは済まないし、この結果を受けてどういう認識と問題点を感じてるのか、その辺、答弁ください。

○総務部長

本会議でも答弁をさせていただきましたけれども、本会議場で高橋議員からも御指摘がありました。指名審査会でも、ほぼ同様な意見が出されて議論された中身には違いございません。

その中で、原課の方の提案部局としては、それに対してきちっと、もちろんこの入札執行調書を見ていただきますとわかるように、やはり全部の参加業者は、それなりに納品ができるという形で応札をされてきているんだというのは、これ現実の中身としては見えると思うんですけども。

ただ、その中で、ちょっと私はその資料を持っておりませんのでわかりませんが、中西があくまでも取るべきして取る設計金額であったか、あるいはそういう価格であったかということは、それは積算をされた原課の方で十分競争性が確保できる、しかも設計の見積もりであるという形で出された中での審議でございますので、そこは指名審としては十分いけるなという判断で結論をみたわけでございます。

○佐藤委員

もう一度、繰り返します。この資料は指名審の名ではなかったわけですか。

担当の所管のところは、こういう資料も出して指名審に臨まれて、メーカー指定じゃなければならぬ理由、グループ分けをしたとか、作業効率やそういうことを考えた。従前の機器が中西が多いということでメーカー指定をされたというふうに思いをあとで聞きますけども、それで競争原

理については原課の方ではどんなふうにも思ってたのかなど。私、この資料が出て指名審でやられたらね、とてもじゃないけどこれを指名競争入札でオーケーという中身で言ったかどうか大変疑問なんです。指名審にはこの資料は、今は総務部長の方は初めてだというふうに言われましたので、担当はどうですか。

○教育庶務課長

指名審につきましては、これと同じような資料は出しておりません。説明の一般的な提案理由書の中で口頭で、るる説明させていただいた次第です。

○佐藤委員

なぜこれ出さなかったのかなと思うんですよ。だって定価に占める割合が、指名された業者だけで75%とかね、さらに85%とか、86%に近い85%とかね、77%って圧倒的にメーカー指定されたところが比重が高いわけですよ。どう見たって、ほかの業者がメーカー指定された中西のものを買ってですよ、中西もそこで利益を上げないかん。そして自分ところのものを使わないかん、ほかのものを買うとなったら、とてもじゃないけど中西に勝てるような同じような条件にはないじゃないですか。メーカー指定というお墨つき与えたことで抜群の競争力を中西が発揮したんじゃないですか。指名審も資料が示されなかったということで、この結果を見るとね、先ほどの東小学校の4教室が行政財産がなくなるという点についてあったわけだけども、結果責任としてほんとにこれでいいのかということが、この資料ではっきり示されてるじゃないですか。何でこれは原課の方で示さなかったんですか。

また、指名審査会の方では、こうしたものも十分な精査がないままに競争原理を働かすことができるなんていう議論がどうしてされたんですか。出す方も出す方ならば、審査する方も十分な根拠のある資料、一般論としてね、メーカー指定をして競争原理が働くのかという一般論で議論の範囲だったんじゃないですか。この資料があったら、とてもじゃないけど、こうしたやり方はちょっと

指名審としては公正さを求めるね、公平・公正、明朗というか、何かそういうところで議論する場で、ちょっとこれは大問題じゃないですか。その辺は、もう一度、両方ともお答え願いたいなど。

○教育庶務課長

メーカー指定につきましては、安易に従来のメーカーにとらわれるということではなくて、調理員の作業性・効率性、それから、センターでの環境面について大きく3社の製品を比較検討して、他市の視察も含めまして、この11項目を指定させていただいております。

指名審につきましては、こういった資料一覧表という格好でつけなくて口頭での説明に終わったことは、担当としては足りなかったかなというふうに思っております。

あと、指名競争入札ということで、確かに指定のものが多いわけですが、他市の状況を見ますと、必ずしもメーカーのものがそのメーカーだけでなく、いわゆる代理店なり卸専門のところメーカー指定しても卸しての実績もありましたので、他市の指名状況を聞きながら提案させていただいた結果であります。

以上です。

○佐藤委員

使いでとかいろいろおっしゃいますけれども、入札する以上は、疑念を持たれない、結果としても疑念を持たれない、明朗じゃなきゃいかんということを見たときに、そこに競争原理がほんとに働いたのかということが、そういうとこ問われるんですよ。

いろいろね、調理員の使いでだとか効率性だとかいろいろおっしゃいました。もちろんそのことは大切です。でも入札する以上、ほんとに公平性や公正性があるって疑念を持たれないような執行がなされないかんけれども、出てきた資料を見れば、皆さんそう思うんじゃないですか。ここにおられる委員の皆さんだって、口に出すか出さないかは別にして、何で中西ばかりだと、こうやって皆さん思われるじゃないですか。

どう競争性が確保できるというところを、担保

できるところを所管のところで議論をされてね、そして指名審にこれを出したのか、とてもじゃないけども理解できないんですよ。それだったら、ほんとに中西のやつでいいなら、随意契約という方法だってあるじゃないですか。入札は一般競争入札にしても。だとするならば、ほかのものも入札のやり方に応じて取り組めばいいだけの話じゃないですか。

私、随意契約がいいとは言わんけれども、そこまでメーカー指定を強調して言われるからね、あえてそこを言うんだわ。競争原理は確保できるって、どう説明されたんですか。どんな合意が所管の中であつたんですか。碧南市であつたとか、刈谷市であつたということはいいいですよ。刈谷市、碧南市もいろいろ事情があつてそういうふうにしてるかもしれんけど、ただ、知立市でこれを実際した場合には、これは問題じゃないですか。ほかでは問題にならなくても。そういうことじゃないでしょうか。

○高笠原委員長

ここでしばらく休憩とします。

午後3時51分休憩

---

午後3時55分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育庶務課長

まず、話がちょっとそれるかもわかりませんが、メーカー指定につきましては、ただ単に他市の状況とか、調理員の意見のみではなくて、具体的に一つずつ今年の12月から3月にかけて、延べ9回程度一つ一つ論議をしてきました。

今回議案で提案させていただいております部門別、この部門別というのは、調理機器、洗浄関係、消毒関係、冷凍冷蔵庫関係、そういった形でセンターの方も日常業務を行っての中でやっていかんということ、一つ一つセンターでの分類というか、大きな区分の流れの中で論議をしていこうということで、まずこういうふうに区分けをさせていただいております。

メーカー指定につきましては、前段階の話になると思いますが、日本で大体大手が3社あります。その3社につきまして、一つ一つ具体的な今使っている機器と新規に入れるもの、それと改良版、そういったもの一つずつ論議をしまいできております。

確かに御質問者が言われるように、この議案の中で洗浄関係ですとか、消毒保管庫関係が占めるウエートは非常に高い、中西の製品が高いわけですが、個々に説明しますと細かい話にもなりますので、主なものについてだけ話させていただきますと、議案51号の連続焼き物機・蒸し物機、これがこの資料では加熱蒸気調理器、括弧書きで表現させていただきましたが、加熱蒸気調理器というのはこの中西の名称になりますので議案とは違っておりますが、加熱蒸気調理器として出させていただきます。

これにつきましては、大手3社の中で、中西以外はつくっていません。これは現在は焼き物機はガスで燃料として焼いております。蒸し物機は高熱蒸気でやっているわけですが、今回の加熱蒸気調理器につきましては、加熱蒸気のみで蒸し物、焼き物すべてこれが1台で対応できると。焼き物につきましては、加熱した蒸気でもってその熱風でもって焼くと。最近家庭用でもそういった蒸気を使ったものが出ておりますが、脱油効果があるとか、いろんなメリットがありますので、こういったものを子供たちには健康的で、よりいいものを食べさせていきたいということになりますと、このメーカーしかないということで加熱蒸気調理器につきましては、そのように指定をしております。

それから、議案53号の洗浄機につきましては、2段目のスプーン洗浄機、それから下のシステム食器洗浄機、これは一連の一体のものになっております。これは今、給食センターで使っているものと同じ方式、新式ですので改良版ですが、同じ中西の製品になります。

これをなぜ指定したかということについて説明させていただきますと、大手3社のうち、他の2

社につきましては、このスプーン洗浄機が、まずこの食器洗浄機の方につくと。つく場所が違ってあります。流れとしては、まずスプーン洗浄機つき浸漬装置、浸してなどで最初は汚れを落とすと。それから第1次処理をした浸漬槽で済んだものを今度は本体の食器洗浄機にかけていくわけですが、中西の製品につきましては、スプーン洗浄機が他の食器の浸漬装置と一体になってついてあります。これは中西の製品のみです。他の2社につきましては、食器の洗浄機、本体の方にオプションでつくようになっておりますので、どうしても食器を浸漬槽に運ぶ動きと食器洗浄機にスプーン、はし類を持って動くという二つの動線ができますので、今使っておりますものと同じパターンで動線を少なくしていきたいと。

それから、この浸漬装置につきましては、現在は当然、食べ残しのものが食器にもついておるわけですが、それが今、食器から一たんはがれたものをプラスチックのおけみたいのところに入れて残菜処理をしておりますが、これは浸漬槽に本体に残菜処理が集積して、最後、残菜の消滅処理機の方へ送るような形が可能になっております。他の製品については、これも残菜処理のものが別置きになっておりますので動線がふえる。

それから、もう一つは、食器かごの導入が中西のものはシュート方式ということで斜めになっているいわゆる滑り台みたいのところ食器かごそのものを滑り込ませると、そうするとランダムに投入が行われる。他の2社につきましては、ギフト方式ということでエレベーターみたいに垂直に台があって上下すると。そうすると、その上下のタイミングに合わせて食器かご全体を置いていくということで作業効率の面から選ばさせていただいております。

それから、議案54号につきましてはコンテナイン消毒保管機、これが一番大きな占める割合が多いわけですが、これにつきましても三つの方式があります。これは現在ありません。今の給食センターにはなくて、新しく導入するものです。今はコンテナをすべて手で洗って、翌日の朝、アルコ

ール消毒をしております。

今回、中西につきまして選定させていただきました理由につきましては、三つの方式があるとお話しました。このコンテナイン消毒保管庫につきましては、最大のメリットとしては、場所を取らないということです。コンテナを両開き、前後ろスライド開閉させて、そのままガレージというか、すき間のないガレージの中に縦に全部ずっと並べて自動で送り込むそういう方式の消毒機であります。県内の導入実績は、11市町村導入してみえます。

もう一つの方式は、このコンテナを一定のコナーに置きまして、上から消毒のダクトを一つ一つのコンテナに接続する方式を碧南市ですが見に行きましたが、一つ一つコンテナに消毒用のダクトを天井から釣り下がっておりますが、それを接続しております。そうしますと、調理員の作業、コンテナを全部すき間なく固めて作業することができませんので、広いスペースが要ります。今回のセンターの建物規模から言いますと、そういったスペースは困難であります。県内の実績では3市町が導入しております。

それから、もう一つは、完全にコンテナを一つの部屋をつくりまして、その中に入れてそれぞれまたダクトをコンテナに接続してやる方式であります。これは県内実績ゼロということで、非常にスペースと費用もかかる方式であります。そんなことから、コンテナイン消毒保管機に中西製品を選定させていただきました。

あとは、指定のものと指定以外のものを今回抱き合わせて指名競争入札ということで提案させていただいておるわけですが、定価と予定価格、それから落札価格を資料として出させていただきましたが、この前段階で設計をしていく中で、当然、実施設計の中で厨房機器もそれぞれ羅列しておったわけですが、そういったことを先ほどの観点からそれぞれ検討して指定した中で、もう一度、設計会社の方に結果をフィードバックさせていただいて、あと、設計金額につきましては、市場の動向をインターネットで担当課なり調査させていた

だきまして、厨房機器につきましては、種類によっては値段の開きはありますが、実際の購入可能価格にぎりぎり近い形で設計金額を下げさせていただきまして、入札に臨まさせていただきました。

指定したものと指定していない同等品につきまして抱き合わせさせていただいた指名競争入札につきましては、業者の選定の過程におきまして、初めてのケースでありますので、知立市の登録業者の中で、どういった業者がどういふふうが可能であるかということ、他市は他市ということなんです。他市にもお聞きしながら、それから、実際製造直売だけでなく、全く販売だけのところも加えまして、他者の製造直売のところも対応が可能かどうか一部確認させていただきました。指名競争入札という形をとらせていただきました。

入札結果としては、適正な落札率という形で、結果かもわかりませんが、そのように設計等々配慮させていただいたつもりであります。

以上です。

○佐藤委員

今、課長の方から、中西の製品、また、取り扱ってるもの、これの有効性、また、知立市の給食センターの中での必要性を、るる述べてもらいました。

その有効性については、私、給食機器の専門家じゃないですけども、課長の話の中で、例えば、議案51号では中西以外つくってないと。これを例えば分割したものはあるかもしれないけれども、一体として調理をするというものはないんだよということで、このメーカーしかない、これはこれで話わかるわね。また、53号の中でもね、これも一体方式という形で食器かご洗浄システムと、ランダムに投入してもオーケーだよと、作業効率がいいということ。それから、スペースの関係で54号、それはそれでわかりました。そういう意味で、より有効な効率的に作業を行うということを含めて、そのメーカー指定の根拠についてはわかりました。

しかしながら、そうだとするならば、しかし、

結果としてこういう形になってると、価格との関係で。最初から中西ありきじゃないかと。今の話を聞けばね、ああそうかなということと思うんだけど、だけど、全体として中西製品以外も結果としてそのところが価格シェアの大きいところを取っていくという形では問題を残したのではないかとこのように思うんですよ。

私は、先ほどね、例えば、中西以外じゃなければできないもの、例えば、議案51号ならばこれは随意契約を選択するという事だってあり得た話じゃないですか。それで、例えば、真空冷却機ね、これはこのメーカーしかつくってないのかちょっとあとで述べてもらえばいいですけども、あとのものについては、それにふさわしい業者の中で指名競争入札をその業者のレベルに合わせてやればいい話じゃないですか。その方がより説得力あるし、透明性が高い、僕はそう思うんですよ。それはほかのことについても言えるんじゃないか。

ただ、全体で予定価格、定価だけで見れば1番目のところで25%ぐらいしか他のメーカーの定価はないわけですよ。ほかを見ても15%弱、20%そこそこということですけど、何がいかということとはともかくとして、入札というのは、ある意味で公平性を保たないかんので、そのところでこうした結果で疑惑を持たれるような中身と。話を聞けば何となくわかるけれども、でも結果そういうことじゃないですか。だとするならば、入札のありようで随意契約がふさわしいとは思わないけれども、こちらの予定価格を出して、業者とメーカーと話をすることで決めればいいじゃないですか。例えば、議案51号では予定価格に対して98.7%でしょう。これ、入札じゃなかったって、ほかの業者たちはみんな太刀打ちできないから予定価格よりみんな大幅オーバーですよ。だとするならば、こちら側が予定価格を持つてれば、その予定価格の枠の中で話し合いの中でね、このぐらいの入札結果は結果として出せれたんじゃないですか。これはどの議案でも一緒ですけども、私はそう思うんです。

総務部長ね、今そういう形で言われました。中

西じゃなければいけない根拠も聞きましたけども、入札のありようとしてはどうなのかという疑問を残したことは事実だと思いますけども、今のお話を聞いていただいて、指名審で審査されたことを振り返ってみて、私の言ってることは間違いでしょうか。

○総務部長

委員のおっしゃってることは、間違っているということを僕も申してるわけじゃございません。本会議でも答弁させていただきましたけれども、この案件について、まずグループ分けすることの必要性、グループ分けしたとしたならば、そこにどういった機械が配列されていくんだという中身の流れと使い勝手、その中で、ではそれはメーカー指定がどの程度あって、メーカー指定のものが、ここは大事なことなんですけども、その業者が大量に持つておいて、ほかの業者が参画しても太刀打ちできないという価格であるならば、当然メーカー指定はメーカー指定で随契約、つまり167の2の1項の7号ですね、有利な価格で落札できるという形になると思うんですけど、しかし、メーカー指定のものも、他の業者も同等の競争の中で十分在庫として入りますと。そして、それ以外のメーカーのものとグループ分けの中で運動したものを購入していくについて、競争性がきちっと担保できると、こういうもとの説明を受けて、それならば市場性の中で公正と競争性も確保できるという観点で、審査会としてはこれを合意という形で通したわけですけども、意見としては、委員のおっしゃった意見、十分委員の中からも出てきておりましたし、また、それに対して事務方の方も教育の方もそれなりに一生懸命、熱のある先ほどのような説明をされました。そういった中で、入札の結果がこうであったということは、これは遺憾ということではございませんけれども、契約という中身をもう一度、メーカー指定を含めた中では十分な調査と検証をしていくことが大事だというふうには私も感じております。

○佐藤委員

そうした形で、どうだったかというこの問題を

残した案件だったなというふうに私も思います。

今、総務部長が答えられましたけれども、指名審査会の長である副市長はいかがですか。今回の入札を通じて問題点がそういうことを感じた所管は、ちょっと明らかにしてください。

○田中副市長

指名審査会でもやりとりは、ただいま総務部長からお話をしたとおりでございまして、たしか私も今のメーカー指定という内容を聞いて、随意契約でやったらどうだということも現実にもその場で申し上げておる。しかし、他市も指名競争入札をしてるという話の中で、ほんとに他のメーカーが参加するのかと、これも指名審査会以後、再確認をしていただいたんですね。結果的には、今こうして見ますと、指名競争入札という形をとった随意契約というような結果になっちゃってるのかなというふうにみてるわけですけど、今後につきましては、私もどうしてもこのメーカーでやらざるを得んというものについては随意契約でいいじゃないかと。今、佐藤委員御指摘のように、メーカー指定されていないもの、こういうものを一つのくくりにして入札をやるという方法があったなということを私自身、実感しております。

いうことで、こういう形になったということですけど、結果から、中には車の場合、トヨタでつくった車を愛知トヨタがいて、いろんな形で入札もやってるわけですけど、そういう場合というのは愛知トヨタが一番強いかなと思ったらそうじゃない、いろいろあるみたいなんですね。

いうことで、そんなことも感じつつ、今回こんな形での指名審査会での結論としたわけですけど、今後については、こういうことのないよう十分慎重にしていきたいというふうに思います。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで議案第51号から議案54号までの質疑を終わります。

次に、議案第51号から議案第54号までの件、4

件について討論に入ります。

議案番号をお示し上、お願いします。

まず反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号について、挙手により採決します。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第51号 財産の取得について(連続揚げ物機、連続焼き物・蒸し物機、真空冷却機)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、挙手により採決します。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第52号 財産の取得について(冷凍・冷蔵庫)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、挙手により採決します。

議案第53号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第53号 財産の取得について(洗浄システム)は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号について、挙手により採決します。

議案第54号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第54号 財産の取得について（消毒保管庫）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号 知立市土地開発公社定款の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、議案第55号 知立市土地開発公社定款の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号 平成20年度知立市一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、補正予算の中の中央公民館の大規模改修事業について、ほんの少しだけお伺いします。

まず、この改修、市債を2,800万円興してあるんですけど、これは従前から言われているエレベーターと自動ドアというふうな理解でよろしいですね。

○生涯学習課長

今回の補正につきましては、大規模改修工事ということで、エレベーター、正面玄関の左側につけて、それを渡り廊下でいきまして、天井ホールまでいけるというようなエレベーターをつけていきます。それと、東側の現在扉が二枚ドアになっていますけども、それを自動ドアに変えていく

というものでございます。その3点の工事が含まれております。

○永井委員

今のお話ですと、事務所側あたりのエレベーターがついて、東側の扉が自動ドアになると。できれば自動ドアとエレベーターは近い方がいいのかなと思うんですが、正面玄関のあそこでは不備があるのでしょうか。その辺はどういうことでしょうか。

○生涯学習課長

正面玄関に自動ドアというような御質問なんですけども、中央公民館の建物は、講堂だとか大会議室のようにたくさんの収容人数が入れます。災害が起きたときに、どのような形で避難させるのが一番いいのかなということで、自動ドアにしますと少し開きますけども、オープンには今の状況では開かない。今の使用のままですと一斉の皆さんがそのまま外へたくさん一気に出ていけるというような思いもあります。そこで障害者の方だとか、高齢者の方は東側の通路を通っていただいて今後出入り、また市役所の方にも行っていただけるような形になろうかと思ひまして、東側に自動ドアをつけさせていただきます。

○永井委員

災害のときのことを考えて、大きくぱっと開くようにあそこは自動ドアにしないということですね。

それと、もう一点、工期ですね、エレベーター、自動ドアともに工期はいつごろできるかですね。ちゃんと来年の3月までの本来のリニューアル工事に間に合うのでしょうか。いわゆるリニューアルオープンしたときに、もう既にエレベーターがある、自動ドアができていう状況をぜひお願いしたいんですけど、その辺はよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

今のスケジュールの予定でございますけども、この6月議会議決されました暁には、これ、10平方メートル以上の広さの建物になりますので、確認申請が必要になってきます。そのため確認申請

を出したあと、7月の終わりぐらいまでには下りるだろうということで、そのあと、公民館のエレベーター、自動ドアの工事の関係の入札告示等しまして、9月の中旬までには工事の入札を契約を考えております。そして、そのあと6カ月ぐらいありますので、3月の中旬までにはそのエレベーターと自動ドアも取りつくだらうということで、4月には現在今あります大規模改修工事とあわせてできるというふうな見通しを立てております。

以上でございます。

○永井委員

見通しというお言葉だけではなくて、ぜひほんとに間に合うようにお願いします。

以上です。

○佐藤委員

この17ページですけれども、エレベーターの防火設備改修工事設計委託料と、また、庁舎玄関自動扉改修工事設計委託料と、こういうことで前の議会でも議論になりましたけど、これについても内容と日程等をお知らせください。

それと、もう一つは、教育費の中で、理科支援員等報償金と、これが6月の補正で県支出金が80万円という形でできたわけですが、これは当初ではなぜ載らんかったのかなということを含めて、この支援員の方の支援の内容についてもお知らせください。

○高笠原委員長

ここで10分間休憩とします。

午後4時27分休憩

---

午後4時36分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

それでは、ただいまの御質問のございました庁舎の工事につきまして説明を申し上げます。

まず、庁舎のアスベスト除去工事でございますが、これにつきましては、庁舎内アスベスト検体調査及び除去工事設計委託業務でございます。

特殊性や専門性もあり、設計と検体調査を一つ

で行うというふうを考えております。検体調査は全部で12カ所予定しております。

二つ目のエレベーター防火設備改修工事設計委託でございますが、中央公民館にエレベーターを設置するに当たりまして、総合庁舎として建築確認申請をするために本庁舎のエレベーターも防火設備を配置したエレベーターへ改善するための設計委託でございます。

もう一点の庁舎玄関自動扉改修工事設計委託でございます。

これにつきましては、正面玄関の自動扉の改修でございますが、現在ございます自動扉の先に風除室を一つ設けまして、もう一つ自動扉を設ける予定でございます。また、ユニバーサルデザインも対応としたその自動扉の前までのスロープを改修をしていきたいというふうを考えております。

それから、もう一点が、西出入口、中央公民館の東の出入口の前に当たりますが、その扉も自動ドアの方に改修させていただきたいというふうを考えております。

工事につきましては、すべて平成21年度というふう考えております。

以上です。

○学校教育課長

それでは、平成20年度理科支援員等配置事業についてお答えします。

まず、なぜ当初予算に間に合わなかったかという御質問ですが、この事業の依頼が県の義務教育課から西三河教育事務所を通して電話で依頼があったのが2月の中旬のことであります。それに対して、本市では、ぜひ希望ということでお答えをしました。それから、3月14日になりまして、4月18日にこの事業の説明会があるという連絡がありました。以上のような流れでありまして、当初予算に間に合いませんでした。

それから、内容ですが、小学校5、6年生の理科の授業、実験、観察等におきまして、理科支援員と教員が協力して理科の授業を行う。それから、年間3回ぐらい特別の講師を呼んで授業も行うというふうな内容になっております。

ちなみに、西三河で5地区が指定をされております。

以上です。

○佐藤委員

一つだけちょっとわかりませんので。

中央公民館にエレベーターは今回設置をするということですが、それにあわせて、この中央公民館にエレベーター設置をするためにエレベーターの防火設備の改修工事設計委託料、改修しないかということですが、これは中央公民館の確認申請を先ほど言った、するためにやらないかと。これは設計すれば中央公民館の確認申請が取れるということなんだろうか、それとも、これ工事が来年ですけど、来年これがやらなければならないというものなのか、工事費が今回エレベーターついてるので、実態としては、工事の設計委託料がついて設計ができれば、その段階で確認申請取れるということなのか、ちょっとその辺の流れがですね、先ほどの答弁もありましたけど、ちょっとその辺の関係お示してください。

○総務課長

実は、中央公民館の方に今回エレベーターを設置するという予定になっております。中央公民館の方での確認申請につきましては、今年度ももちろん進めていくということになっておりますが、すべての工事が終わるまではエレベーターは使えないという形にはなるというところでございましたが、一応、仮申請という形で中央公民館の方のエレベーターも3月末までに工事が済みますと、そこで中央公民館のエレベーターは使用できます。

本庁舎の方のエレベーターにつきましては、まだ予算計上してございませんので、来年度工事をやりまして、来年度そこで申請をしまして、申請後、確認後ですね、利用ができるようになるというふうになっております。

○佐藤委員

流れはわかりました。

仮申請という行為でこの中央公民館のエレベーターの確認申請が取れて、工事が可能だと、こういう答弁ですけども、こういう仮申請というものは、

例えばいろんなものの中で、ほかにはあるものでしょうか。

○総務課長

ちょっとほかのことまでは私ども勉強してございませんが、今回、中央公民館のエレベーターを設置するに当たりまして、本庁舎のエレベーターが完成するまで使用できないということでは非常に困りますものですから、それを県の方へ相談しまして、相談しました結果、そういう形で利用も可能だということで、そういう形にさせていただいております。

以上です。

○高笠原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、議案第56号 平成20年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時45分再開

○高笠原委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○永井委員

本陳情に対して、私は、不採択の立場で少し意見を述べさせていただきます。

まず、公共サービスの民間開放廃止を安易に行わないこととありますが、今までにも公共サービスが安易に民間開放されたことはないと思います。

これまで本市でも行政改革の一環として、さまざまな業務を指定管理者制度で民間に委託してきました。

その背景の第一には、まず、行政と民間企業との間のコスト差があげられます。民間委託に伴う経費節減効果を生かすことで簡素な行政組織の構築や定員の適正化、直接的経費の削減による行財政のスリム化が可能となります。

背景の第2には、住民ニーズの多様化があげられます。行政サービスに対する住民のニーズが多様化・複雑化してきており、従来の体制や仕組みでは対応できない、また、対応するためには専門的な職員や多様な業種の職員を配置する必要があり、人件費などの経費の増大が見込まれることです。民間委託、民営化、指定管理者制度、PFI方式などの民間開放は、今後も検討し、業務によっては民間開放が必要と考えます。

また、消費税増税はしないこととありますが、今後の社会保障や後に出てきます教育予算の充実などを考えますと、消費税の増税を賛成するわけではありませんが、議論の中から全く外すわけにはいかないと考えます。

よって、本陳情は不採択でお願いします。

以上です。

○馬場委員

1番の公共サービスの民間開放については、民間にできることは何でも民間へという考え方は適切ではないというふうには思っておりますが、民間に任せるべきということは民間にという認識でありまして、民間のよいところを活用することは必要であるというふうを考えております。

それから、2番目の公務員の削減につきましては、必要な職員を確保することは当然でありますけれども、増大する人件費の削減は是正する必要が

また一定の公務員の削減はやむを得ないのかなというふうに思います。

3番目の消費税増税につきましては、私の方は、今のところは、まずはむだをなくす努力が必要であると、その上で社会保障を含め、議論すべき課題であるというふうに思っておりますので、この陳情につきましては不採択でお願いいたします。

○林委員

住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書については、同意できる部分はありますが、陳情者が期待されていらっしゃる住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を図る観点において、その財源を考える際、行政システムにおけるあらゆるむだを排除していくことはもちろんではありますが、その上で、なお財源を必要とするのであれば、消費税の増税もやむを得ないのでと思うところであります。

消費税を上げないということを最重点に考えるあまり、住民の暮らしを守れなくなってしまうことは避けなければならないという思いがあります。

よって、今回の陳情については不採択でお願いいたします。

○佐藤委員

私は、ぜひ採択をお願いしたいというふうに思っています。

そして、この公務公共サービスの民間開放廃止を安易に行わないことと、今、永井委員の方から、本市では行われてないというふうにありました。

しかしながら、これは政府で要望していただきたい事項ということで、全国的に例えば指定管理者制度ありました。蒲郡市で体育館を指定管理したと、これが業者が破綻してばあになると、こんな事態が各地で起きてるんですね。ですから、ここでは民間開放廃止を安易に行わない、ここが大切なところなんです。

もう一つは、画一的な公務員の削減と、これは小泉内閣が行政改革の一環の中で集中改革プランというものを出してまいりました。知立市もその計画をつくりました。

しかしながら、知立市の正規の職員と非正規の

職員は、この間、議論にあったように、おおよそ1対1であります。また、パート労働法の改正などもあって、この間、大いに議論がされてきたところでもあります。こうした点では、知立市の予算の実態、事業の実態、集中改革プランに基づいて計画をつくったけれども、今度においてはどうか。ふやさざるを得ないと、こういう実態があるのではないですか。

そうしたことから、知立市においても、この非常勤職員を正規職員にする、もしくはその待遇にするということも今回議論になったところでもあります。そうした点では、必要な職員を確保することは自明のことではありませんか。

3番目については、社会保障財源と、すぐこの消費税議論にいくわけですが。消費税は、御存じのとおり、金持ちであればその負担率は大変低いわけですが、低所得者の今日の置かれている状況はどうでしょうか。皆さんが賛成しました住民税の天引きを含めて、後期高齢者医療、天引きを含めて、どんどん生活の糧が犯されてくると、こういう中において、消費税を導入したらどうなるのか、こんなことは議論の余地なく逆進性は明らかではないでしょうか。もちろん国司法において、ほんとの意味での行政改革は必要であります。

しかし、この間の大きな企業や大資産家に対する優遇税制は目にあまるものがあって、テレビ番組の中で、えなりかずきさんが消費税の問題や財源の問題を論じたときに、こうしたところにこそ財源を求めべきではないかと、そんな議論もやられているような状況がある中で、やはりこうした点を政府に求めていくことは必要ではないか、そんな観点から、私は、ぜひ採択でお願いしたいというふうに思います。

○風間委員

私、今議会より正式に社民党を離党して無所属ひとり会派としてやっておりますが、今任期中は今までの基本的スタンスは崩さないようにはやっていくということはここに明確に申し上げておきたいと思います。

その上に立ちますと、当然こういう案件は、今

までも採択すべきという主張をしてきましたので、採択ということですが。

当然、この言い回しが厳しい言い方を一番はしております、もうちょっとやわらかく言うべきだなという思いはするんですが、やはり公的サービス保障というのは、この自治法の地方自治法の、あるいは憲法の基本原則であるというふうに思っております。

ただ、そういう中で、やっぱり状況、状況によってそういう各自自治体が世論の合意とかそういう部分を見た場合に、こういう民間開放、民間サービスへの移行、こういう世論が高まった場合は、それは慎重な形での合意をした上での移行というのはやむを得ないだろうと思いますが、やはり事はこういう基本精神にかかわる部分でありますので、こういう部分はやはり安易に行ってはならないだろうという考え方があります。

また、2番目のこの件は、当然公共サービスの改善や水準維持のためにはマンパワーが必要と、必要な職員は確保していかなければならない、当然のことでありまして、ただ、行財政改革の中で、トータル的な部分で削減が必要な場合はしっかりといた計画をつくって、そして、常に市民合意を得ながら進んでいくということは必要ですが、やはりこれもまた、安易な削減を行うというのはいかなるものかという思いから、これも確保していくべきであるという思いです。

そして、3番目ですね、これも当然の話です。そして、今、佐藤委員も言われてましたように、社会保障議論の中で、すぐ消費税議論につながるわけですが、私は、いつも申し上げますように、その議論に行く前提は、やはりむだを省いてもっとスリム化してちょうだいねということが言いたいんですね。その上で、どうしてもという話になれば、そこはしっかりと議論していくべきであろうということでもありますので、こういう案件は、やはり今、置かれた住民の皆さんの厳しい環境を見ましても、こういう部分は、ぜひとも声を上げて国の方にあげていくべきだということで、賛成でお願いします。

○高笠原委員長

それでは、これより採決します。

陳情第3号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手少数です。

次に、陳情第3号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第3号 陳情第3号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第7号 子どもたちへゆきとどいた教育の実現を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○永井委員

議長あての陳情書の中には、首をかしげたくなるような記述もありますが、意見書案には賛同いたしますので、採択の立場で少し意見を述べさせていただきます。

昨今、子育てを経験した人全員が教育評論家であるかのごとく教育に関してさまざまな意見があります。しかし、こと、学級規模の縮小に関しては、多くの方が賛成しております。最近のその動機が理解に苦しむような犯罪、身勝手にひきょうな犯罪が多発しているのも今までの教育が一因ではないでしょうか。また、学校現場でのいじめや不登校、非行問題など、私も子を持つ親、何とか克服しなければならないと思っております。目まぐるしく変化する社会情勢の中で、1人1人の児童・生徒に目が届かなくなっているのが学校現場の実情ではないでしょうか。

また、知立市もそうですが、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子供の増加など、新たな問題もあります。教育の現場が困難になってきている今、学級規模の縮小と、それに伴い教職員の定数増と資質の向上を初めとする教育条件整理

が必要であり、課題は多くありますが、30人学級の実現はこれから前向きに議論していかなければならないと感じます。

また、私学の助成金につきましても、社会のニーズの多様化のため、専門知識を高めるための専門学校に通う生徒の教育を受ける権利を守るため、私学普通科に通う生徒の勉強したいという気持ちを尊重するためにも、その保護者の負担を軽くしていただきたいと感じます。

そして、この教育予算は、安心・安全な暮らしのできる日本の将来のためにも、本来国が負担すべきと思いますので、この陳情は採択をお願いします。

以上です。

○馬場委員

私どもも、この30人学級を実現するというところでこれまでも賛成をしてきた経緯がございますので、ぜひとも30人学級の実現に向けてこの意見書を送付していただきたいと思いますので、賛成とさせていただきます。

○林委員

私も賛成ということをお願いいたします。

ただ、この30人学級実現ということで、やはり市の単独ではなかなか難しいということがございます。この書いてありますように、教育予算を増額とあわせて30人学級実現ということで、中途半端な30人学級実現ということではなくて、必ず教育予算を増額しながら30人学級を実現をしていただきたいというふうに思います。

ということで、賛成ということで、よろしくをお願いいたします。

○佐藤委員

私も、ぜひ採択をしていただきたいというふうに思います。子供たちの教育にかかわる問題で、この間、国は教育予算を減らすと、教育現場の声に耳傾けずにやってまいりました。その一方で、地方が学級の編成権を持てるような法改正も行ってまいりました。近隣を見ても、御承知のとおり、少人数学級を拡大している自治体もあれば、足踏み状態のところもあると。教育ということを考え

たら、本当に全国どこに住んでいようと教育条件、機会均等ということが教育基本法にありますけれども、当然これは実現すべき課題で、この30人学級の流れ、速いか遅いかということは別にしても、これはその道を行くことはもう避けられないと。しかしながら、ここがお金が必要だということを見ると、教員をふやす問題も政府の方でいろいろ議論があって、文科省と財務省の方でヨーロッパ諸国との教育予算に比べて半分に満たないというような実態を示しながら綱引きがされているわけですが、ここは本当に国が責任持つてやるという意味では、政府に対して英断をしてほしいなというふうに思います。

それと同時に、私学助成、この間、この議会の中でも私学助成への地方の助成金、また、国に対する助成をふやすようにと再三にわたって陳情が出て、全会一致で可決をしていると。国民生活が厳しい中で、私学に通う子供たちの中で、学校をやめざるを得ないという問題なんかもこのところ顕在化してきていると。そういう点では、政府が公立であろうと、私学であろうと、しっかりと責任を持って未来の子供たちをきちんと育てていくと、これが必要だというふうに私は思います。

以上述べまして、採択のことでお願いしたいと。

○風間委員

私も毎回同じ主張であります。これは採択でお願いします。

○高笠原委員長

それでは、これより採決します。

陳情第7号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第7号 子どもたちへゆきとどいた教育の実現を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第8号 憲法9条の改悪及び道州制の導入に反対する陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いいたします。

す。

○杉原委員

陳情第8号 憲法9条の改悪及び道州制の導入に反対する陳情書について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、憲法9条の改悪に反対する件ですが、国会では日本国憲法の改正手続に関する法律案、国民投票法が成立いたしました。現在9条その他の項目に関し、会見の是正を問う国民投票を実施することで政治的日程として組み込まれつつあります。国民投票法制定により、憲法という最も重要なものについて投票という形で意思表示ができ、国民総意の議論が尽くせるかと思えます。実際に憲法改正が国民投票にかけられたとき、国民総意の議論をおのおのが明確に意思表示をすればよいかと思えます。個人的に私は、この法律自体は、もう少し詳しく決めた方がよいと感じております。

今後、国民投票が制定されたことにより、大いに国民の議論が反映されるかと思えます。このようなことから、憲法9条の改悪について反対するという考え方は賛同できないところであります。

続きまして、次に、道州制の導入に反対する陳情について、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、国も地方も莫大な債務を負っているため、県の財政規模では信用力が低下し、利率が上昇してさらなる負担を国民は負担しなくてはならない状況です。また、場合によっては県の倒産という事態になり、公共サービスの低下や税率の上昇が起きることも考えられます。そうすると、一方で低所得者層の底割れが起きて生活保護世帯がふえ、しかも税率上昇という悪循環に陥り、住民の流出と国土が荒廃が起き、長期的には日本経済に重大な悪影響を及ぼす可能性があると思われま。

この事態を防ぐために都道府県の合併によって財政規模を拡大し、信用を上げるという方法として都道府県合併の方法の一つとして道州制が持ち上がっております。

しかし、本来国の形に関する論理や財政以外の地方分権、地域問題の解決、過疎と過密の抑制、

歴史と風土に根差した地域の形成などに関する論議が軽視される例も多く、国民不在の論議では済まされない問題であり、これに対して、今、反対するという事は賛同できないところであります。

以上をもちまして、この2件に関しまして不採択の立場で意見を申し上げさせていただきました。

#### ○馬場委員

憲法9条につきましては、公明党のは、我が国の平和憲法の象徴である憲法9条は堅持するという立場でございます。

2番目の道州制につきましては、導入に今のところ賛成でありまして、今後も議論すべき課題であるというふうに考えておりますので、総合的に見て不採択でお願いいたします。

#### ○林委員

私は、道州制については、基本的に賛成の立場でありますので、不採択でお願いいたします。

道州制になり、多様な権限を中央から地方に移すことにより、国が本来すべき事柄を集約的に行うことができるようになりますし、また、政治行政が住民により身近なものになってくるような気がします。

例えば、最近議論になりました揮発油税における暫定税率の見直しについても道州制になり権限が地方に移れば暫定のままにするのか、本則課税に戻すのかについては地方の長が住民の声をしっかり聞き、独自で判断することにより、地方によってそれぞれ対応が違っていかねません。

そして、その判断が住民に受け入れられなかった場合は、選挙で判断が下されることとなりますから、地方の長は政治判断する際には、より多くの市民の声に真摯に耳を傾けるようになると思います。

よって、道州制導入賛成の立場でありますので、不採択でお願いいたします。

#### ○佐藤委員

私は、憲法9条の改悪に反対することと、自民党の憲法草案が出てまいりました。しかし、それは9条そのものを戦争の放棄は否定できないと。しかし、9条2項の交戦権の否認、これを削除を

して自衛軍を持つと、こういう草案であったわけでありまして。しかし、よくよく考えてみれば、この戦争に敗戦を機に、新しい憲法と一部にはアメリカから押しつけられたという説もあるけれども、この間の研究で日本の学者やそうした人たちの意見がその中に盛り込まれて憲法9条がうたわれたということも明らかになって押しつけ憲法ではないということも明らかなんです。

それと同時に、私たちの志は何かということをよく考えないかんと思うんですね。私は、文明というものを考えたときに、個々の事件やそのことで命を落とした事件はあり得るかもしれないけど、国と国とによって人を殺し合う戦争を行うという点は、原始から今日までいろんな戦いがあったかもしれませんが、人間として最大限の価値であるところの命という問題でね、人間が進歩してないなというふうには私は思うんですね。

そう思ったときに、やはり憲法9条というのは人間がその国があるべき姿を示してるんですね。私たちは、いろいろ議論はあるけれども、そこに向かって努力をするということこそが一番大切だというふうには私は思います。

そんな点を含めて、今、小泉、安倍という形できました。そして福田首相という形できました。安倍首相は意気込んで戦後レジウムの解体と言いましたけれども、文字どおり戦後レジウムの解体というのは、この戦争をしない国ではなくて、アメリカなどに見られるような戦争をする普通の国になりたいと、これを標榜したわけですけども、参議院の結果は、政権与党の中からそうしたものが出せない、そういう状況ができてきてると。大変それはこの間、全国津々浦々に自民党員の方も自衛隊を認める方も立場はさまざまあっても、9条は守らないかんというこういう9条の会が網の目のようにできてきたと。こうした世論の中で、昨今の世論調査では憲法9条は変えない方がいいということは多数派を形成しているところなんです。そんな点を含めて、9条の改悪については、私は、改悪反対という点でね、憲法を守れと、9条を守れと、この点では大いに賛成であります。

それから、道州制の問題です。

これは大きくいうと、長い間の自民党政治が立ち行かなくなってきたんですね、財源的な問題を含めて。しかし、対アメリカとの関係、財界との関係、ここはあくまで聖域なんですよ。いろいろ便法を使って広域になって道州制をとることで予算配分ができて、その中で自由に使えるような議論があると。しかし、じゃあ国というのは何かというこの原点に立ち戻らないかんわけです。先ほど30人学級が議論に出ました。地方分権ということがいろいろ言われているけれども、その内実は、極めて危ういもの。例えば、国が本来保障すべきナショナルミニマムは何かということがあやうやにされて、その中で、道州制の中で分権で格差が出ることは当たり前だという議論がまかり通るように一つはなるんですね。そして、国防などの一部の権限を除いて、国に残して、地方はいろんな権限を持てるようになるということを行っている。国は道州制の期間、この間のいろいろ案が出てますけども、出先機関も道州に関与する手段をもたないと。まさに日本国のありようが日本国を分割するという案ですよ、これははっきり言って。

これをただ単純な効率的な財政論やその他ものばかりで議論をするという点では、大変な疑問があると。例えば、イタリアなんかでは、末端の自治体があると。ところが権威だとかそういうのがあると。さらにそれが地域の必要性、ほんとに住民のニーズから上がってきて必要な広域的な行政が必要だということがあると、そういうものをつくってるんですね。イギリスではスコットランド、ウェールズ、それからイングランドありますけれども、地方政府を持っていいという法律ができたそうですね。しかしながら、実際的には地方政府を持ったところは、たしかスコットランドだけで、ウェールズはもってません。それが有効性に極めて疑問だという議論と同時に、先発しているスコットランドを見ても、それがほんとにいいかということにはなっていないという詳細になってるんですね。

私は、そうした点では、日本を分割して、それがあたかも分権のようになるけれども、今でさえも地方の二層式で、地方自治体と県と、これは中央集権的です。しかし、さらに広い区域をもって予算を握って集権的な中身をつくり上げようと、こういう流れがほんとにいいのかということはいくよく議論をして、踊らされないようにすることが必要なんですよ。ここに自治日報の中に、賛成論、反対論いろいろありますけれども、大森さんという東京大学の名誉教授が言ってますけども、国は出先機関も道州に関与する手段をどのようにしてその政策の実効性を確保するのであろうかと。地域主権型道州制とは広域自治体ではなく、性格のあいまいな中間の統治機関になるか、そんな道州制、おおむね10年後、2018年まで完全に移行してこのため道州制基本法の原案を2010年に作成すると、とても人々を置き去りにしたような議論は尋常とは思えないという批判をしてるんですね。私は、そういうことも含めて、道州制の導入には反対であります。

以上で反対でありますので、ぜひこれは採択でお願いしたい。

○風間委員

この件は、2点の項目が出ておまして、第1点目は、先ほど私が申し上げたとおりの基本姿勢の変更はないと、今任期中という見地からすれば、当然この9条の改悪の反対することということになります。

原則基本姿勢として9条を守る、平和主義を堅持するというので、ぜひともこの意見書は出すべきであろうというふうに思います。

それから、2番目の道州制の導入に反対することということなんですが、これは、いささか今、私自身のまだ勉強不足もありますが、地方分権自治を進めるこのことは、だれも依存のない今、大きな課題であろうというふうに思っています。そういう中で、どういう形がいいのかというのは、今後十分な議論の上にその制度を模索しながら決定をしていくという形の今、第一歩に入っていると思うんですね。

それで、この道州制も今、メリット、デメリットいろいろ私も若干の基礎知識ではあるかとは思うんですね。ただ、そのときの世論の合意とかいろいろな環境を分析、財政の財源の移譲等も含めた形でどのようなやり方が一番いいのかということになりますと、いろいろな選択肢が出てくると思うんですね。もう少し時間をかけて十分に議論する必要があると思うんです。そういう部分では、今時点で私の考え方における道州制の導入に反対することというのは、いささか厳しい状況かなというふうに思っていて、今現時点では反対できないという形になるわけです。

そうしますと、総体的にどうするかという話になるんですが、当然この事の重さってどちらも重いなという思いはするんですが、憲法論の一番の方に則して私もこの陳情には総体的には賛成せざるを得んなどという部分はあるんですが、一つお願いがあるのはね、手続的にこんな二つの相反する、相反するというか、全く関連のないような項目を出してね、それでたまたま一緒ならいいですよ。馬場委員は若干違ってましたよね、姿勢が。それで不の方を取った。採択を前提の話でしてんですが、これ厳しい話でしてね、これは我が市議会では分離採択という議事進行上の発言にも入ってまずけど、部分採択はいけないということで、完全に一個の独立した分離採択という形で10年ぐらい前に制度改革したわけですから、関連性のないものはそういうふうの一つ一つの請願なり陳情にまとめていただくと非常に困るなどという部分はしております。

ですから、これは日の目を見んでいいんですけど、じゃあ一つだけまとまった場合ね、例えば1番だけとか、そうした場合は、過去は意見書を提出する形ですから、それは各会派全会一致で修正がきけばということで出したこともあるんですけど、過去には、それは非常に本来の当市の制度の決まりからすると、いささか矛盾もあるんですね。だから、一つ一つきちっと分けてこういう大きなテーマは出していただければなど。だから、採択結果、この関係の組合組織に出すときね、そのよ

うな行為があったというのをつけ加えていただいて、大局的に私はこれは賛成、採択する立場でよろしくをお願いします。

○高笠原委員長

それでは、これより採決します。

陳情第8号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手少数です。

次に、陳情第8号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高笠原委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第8号 憲法9条の改悪及び道州制の導入に反対する陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたものに伴い、意見書の案文について御協議願います。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

異議なしと認めます。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長及び正副議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

委員長報告につきましては、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高笠原委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

皆さん、ありがとうございました。

午後5時19分閉会

---

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する  
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長